



チャーティスト運動 1838～1841年

中山, 章

(Citation)

神戸大学発達科学部研究紀要, 6(2):91-119

(Issue Date)

1999-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81000341>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000341>



チャーティスト運動 1838～1841年

中山 章

Chartist Movement 1838～1841

Nakayama Akira

チャーティスト運動について初めてその全体像を明らかにしようとしたのは、自ら指導者としてその運動に関わったR.G.ギャミッジあり¹、その最初の本格的な研究はマーク・ホヴェルによってなされた²。そして、それ以後チャーティスト運動に関する幾多の研究が世に問われてきたが、それらを振り返ってみると、最近のドロシー・トムスンを中心とするその研究によって、初めて納得のいくチャーティズム像が描かれるようになったようである³。ここでは、それらの研究に依拠し、なおそれまでの研究をも参照し、さらに私見を交えながら、1841年までのチャーティスト運動の性格を明らかにすることに⁴。ただし、「全国憲章協会」National Charter Associationについては、稿を改めて論じることとする。

1 チャーティスト運動の成立と第一次国民請願

1836年6月から7月にかけてロンドンにおいて、「都市や地方の労働諸階級の知的で影響力のある人びとをひとつの統一体に結集すること」、「あらゆる合法的手段によって社会のすべての階級が平等な政治的、そして社会的諸権利をもつよう追及すること」、そして「利用できるあらゆる手段によって新世代の教育と将来奴隷制を導くようになる諸制度の根絶に努めること」などを目的に掲げ、ウィリアム・ラヴェットWilliam Lovettを書記に、ヘンリ・ヘザリントンHenry Hetheringtonを会計係にし、ジョン・クリーヴJohn Cleave、ジョン・ガストJohn Gast、ロバート・ハートウェル Robert Hartwell等12名の人びとから成る委員会を設け、かつフランシス・プレイスFrancis Place等を名誉会員にし、「労働者協会」Working Men's Association (LWMA)が結成された⁵。そして、それは、さらにヘンリ・ヴィンセントHenry Vincent達を会員に、ファergus・オコナー Feargus O'Connor等を名誉会員にし、自らの名を全国的に知らしめることになったパンフレット「腐敗した庶民院」を刊行し、1837年2月の公開集会で庶民院の選挙制度の改革のための請願を採用した。そこで要求されたのは、連合

王国を、それぞれができるだけ同数の住民と一議席を有する200の選挙区に分割すべきであるという選挙区の平等、教区に6ヶ月以上居住する21歳以上のすべての人びとに選挙権を与えるべきであるという普通選挙権、議会の毎年改選、議員の財産資格の撤廃、無記名投票、そして議員への歳費の支給の6項目であった⁶。しかし、LWMAがその請願書に急進主義者と考えられる庶民院議員全ての支持を得るべく1837年5月31日に開催した公開集会で、「同意された諸原理を具体化する法的形態での法案を起草し」、「この法案は『人民憲章』"The People's Charter"のタイトルで流布させるよう作成、印刷されるだろう」ということが決議され、そして、この「人民憲章」は、プレイスのアドバイスを受けて、ラヴェットによって起草され、1838年5月8日にヘザリントン、クリーヴ、ラヴェット、ヴィンセント等6名の会員と議員のなかで最急進派ではなかったダニエル・オコンネル Daniel O'Connell 等6名の議員の署名をもって、LWMAの公的文書として公表された⁷。それは、選挙区を200から300に、普通選挙権を男子普通選挙権に修正して「請願」の6項目を受け継ぎ、有権者の登録、候補者の指名、そして選挙に関する詳細な規定をもつものであった⁸。そして、その内容の実現は、現存の庶民院の議員が「地主」、「卿、伯爵、侯爵、ナイト爵、准男爵」、「陸海・軍将校」、「法定弁護士、事務弁護士」、「製造業者、資本家」、「親方」であり、「我々の政治的・社会的諸悪のほとんどが腐敗し、かつ排他的な立法に見出だすことができる」がゆえに、そして「社会のすべての階級に最大幸福を保証する」ために必須なこととされている⁹。なお、ここで「製造業者と資本家」による「木材、鉄、そして蒸気の結合した諸力の排他的独占が、彼らをして多くの人びとを窮乏化させることを可能ならしめ」、彼らは「労働者に最低の報酬を押しつけることに関心をもち」、また、「親方」の「関心は最も安価に労働を買うことである」として、資本家と労働者の経済的利害対立に関する一定の認識が示されている。また、すでに見たようにLWMAは教育を重視しているが、それは、「無知」が「不幸の最大の原因」であり、「知識が幸福の最も有効な手段である」からであるという認識に基づいていた¹⁰。

ところで、LWMAは、1837年には、同様の組織を全国各地に結成することによって、その影響の拡大を図ろうとし、3月にクリーヴがブライトンで、5月と9月にはヘザリントンがヨークシアで、そして8月にはヴィンセントとクリーヴが同じくヨークシアでそうした活動をし、数ヶ月以内に100以上の「労働者協会」が結成され、その数は、少なくとも「人民憲章」の公表までには約150に達していた¹¹。しかるに、LWMAは、すでに見たように、その会員を「知的で影響力のある」労働者に限ったがゆえに1839年までに279名の会員しかもたず、しかも、その中でかなりの影響力をもっていたフランシス・プレイスが1834年の新救貧法を支持していた状況のもとで、「議会の急進派議員の何人かからなされた選挙権の拡大を支持するという約束の見返りとして、新救貧法への批判を控えていた」¹²。おそらく、こうしたこともあって、それはロンドンではあまり労働者の支持は得られず、その書記であったラヴェットの影響は、主としてロンドンのクラークンウェルとトテナム・コート・ロードとそれらの周辺の労働者に限られていた¹³。

人民憲章が公表された頃、チャーティスト運動で重要となったもう一つの文書がバーミンガムで公にされた。ここでは、第一次選挙法改正運動で一定の役割を果たした銀行家のトマス・アトウッド Tomas Attwood を指導者とする主としてミドル・クラスの影響力にあった「バーミンガム政治同盟」 Birmingham Political Union (BPU) が、1834年6月ミドル・クラスと労働者階級との同盟した活動が極めて困難になるとその活動を停止したが、翌年8月地方自治体法の制定を勝ち取るべく自由主義者と同盟して活動を再開し、その直後その制定がなされると、新しい状況に対応すべく「バーミンガム・ミッドランド改革連合」 Birmingham and Midland Reform Association に改組した。しかし、1837年不況がブリテンを襲うと、生産を自由にしうる購買力を高めるためには紙幣の増発が不可欠であるとする理論に基づくアトウッドの通貨改革を実現すべくBPUが1837年5月に再興され、それは労働者の支持を得るためにかれらの加入を呼び掛けた。だが、その統治組織はそこに労働者を加えないばかりか、

一般会員の意見を聞く用意もなく、従来からの貴族的性格を有しており、また、同年6月BPUによって組織された15,000人から50,000人と推定された公衆集会では、無記名投票、議員への歳費の支払い、議員の財産資格の撤廃と同時に、庶民院議員の毎年開催ではなく、より期間の短い議会、成人男子普通選挙権ではなく、戸主選挙権が主張され、こうした内容も含む請願を政府にたいして行うことが決定された。したがって、再興されたBPUは期待されたほど労働者の支持を受けることができず、当初8,000人を数えた会員は1837年8月までに3,000人へと激減した。こうした状況の下で11月BPUの統治組織である政治評議会Political Councilは成人男子普通選挙権を支持するようになり、6月の公衆集会の決定に基づいて「国民請願」National Petitionが起草され、それは1838年5月BPUの集会において支持されたのである¹⁴。そして、それは人びとの苦難に関して次のように述べたうえで、「人民憲章」の6項目のうち選挙区の平等を除いた5項目を要求している。すなわち、「我々は税金の重荷の下で打ち拉がれている。にもかかわらず、その税金の重荷は我々の支配者の諸要求には遥かに及ばない。我々の商人は破産しかけており、我々の労働者は極貧に苦しんでおり、資本は利潤をもたらさず、そして労働は報酬をもたらさない。腕の良い技工は顧みられず、そして質屋の倉庫は物で充満している。救貧院はぎゅうぎゅう詰めであり、そして製造所は見捨てられている¹⁵」、と。明らかに、この「請願」は純粋に労働者階級の立場に立って作成されたと言いがたいといえよう。

ほとんどのチャーティスト達によってチャーティズムの「創設の父」とみなされるようになったファergus・オコナーは、1835年9月ロンドンで、「社会の目的は公益であり、政治制度はすべての人に彼の諸権利の享受を保証することである」という主張を掲げた「大メリルボン急進協会」Great Marylebone Radical Association (GMRA)を結成し、翌年の5月までに、これに倣った少なくとも8つの「急進協会」(RA)がロンドンの各地に結成された。また、オコナーは1835年12月にGMRAを代表してイングランド北部の各地で3週間に及ぶ遊説活動をし、演壇からRAの主張であるところの、後の「人民憲章」の6項目のうち議員への歳費支払いを除く5項目を概説したが、マンチェスター、ストックポート、オルダム、ロッチデール、リーズ、ハリファックス、ハッダーズフィールド、バーンズリー、ブラッドフォード、キースレー、ハル、シェフィールドなど彼の訪れた所は何処にでもRAが結成され、彼の言に従うと50以上のRAが結成されたという¹⁶。ついでオコナーは1836年6月に、「労働諸階級の道徳的、知的、かつ政治的性格を向上させること」、「彼らのすべての敵に、自らの事柄を地方的にも全国的にも処理しうる労働諸階級の適性を証明すること」等を目的に掲げた「普選クラブ」Universal Suffrage Clubを結成したが、この目的はLWMAの目的に類似しており、また、ヘザリントンなど両組織の会員になるものもいた。実は、それら二つの組織は新聞印紙税反対運動の崩壊から生まれてきたのである¹⁷。

オコナーは1836年から37年にかけて、その組織的活動をロンドン、ヨークシア、そしてランカシアを越えてイングランド中部のノッティガムシア、そしてスコットランドへと拡大したが、1837年の秋までにその活動をイングランド北部に集中するようになった。その際、まず特筆されねばならないことは、オコナーを経営者とする「ノーザン・スター・アンド・リーズ・ジェネラル・アドバタイザー」*Northern Star and Leeds General Advertiser*が1837年11月18日に発行されたことである。これは、新聞印紙税が4ペンスから1ペニーに減額された後にも、それに反対したが、その1ペニーを受け入れた価格4.5ペンスの週刊紙で、北部労働者の増大する戦闘性を表し、新救貧法反対運動を拡大し、そして伝統的急進主義の諸原理を普及させようとするウェスト・ライディングと南ランカシアの指導的急進主義者の全般的望みを背景として創刊されたが、新救貧法運動のエネルギーをチャーティスト運動に移転させるうえで決定的役割を果たした。そして、それは、それまでの急進主義新聞にはあまり見られなかったことであるが、全国各地の運動や出来事を報道し、また、そのスタッフは決してオコナーに従属したイエス・マンではないがゆえに、オコナーの政策にたいする批判も含めてチャーティ

スト運動の様々な意見を紹介し、同時に散文や詩の形態をとった読者の投稿を積極的に掲載した。それゆえに、「ノーザン・スター」は3,000部で出発したが、一年後には10,000部を、1839年7月には50,000部を発行し、労働者を対象とした急進主義新聞では抜きん出た存在となった。この『ノーザン・スター』それは、クラブ、労働者階級の読書室、急進的なコーヒー・ハウス、そしてチャーティストの居酒屋におかれ、また、一人で、あるいは共同で購入され、回し読まれ、ないしは家庭で、職場で、そして会合で音読され、かつ、その内容が議論され、チャーティストの集会は、よく、その冒頭論説やオコナーの手紙の朗読で始められた。そして、その流布は、新聞印紙税反対運動の際に様々な無印紙新聞を販売するために形成された書籍販売人や新聞販売人からなる全国的販売網を発展させながらなされ、しかも、それら多くの販売人は単に「ノーザン・スター」を販売するだけでなく、そこに記事を送り、その販売で得た収入で自活して、チャーティスト運動でアジテーション活動を行った。以上のように、「ノーザン・スター」は、多くのチャーティスト運動の研究者の言うところとは反対に、オコナーの新聞ではなくて、実質的にチャーティスト運動の機関紙となり、その運動の統一に多大な貢献をなしたのである¹⁸。

また、オコナーはイングランド北部で1837年の秋から冬にかけて極めて強力に再興した新救貧法反対運動に身を投じた。すでに同年始めに「ウェスト・ライディング反救貧法委員会」West Riding Anti-Poor Law Committee が結成されていたが、11月には「南ランカシア反救貧法協会」South Lancashire Anti-Poor Law Association が結成され、1838年までにランカシアとチェシアに38の反救貧法委員会が存在するようになった。この運動は、当然のことながら土地貴族のみならずミドル・クラスに対する労働者の敵対感情を高め、特にオルダム、ロッチデール、トッドモーデン、デューズベリー、キースレー、そして、とりわけハッダーズフィールドでは戦闘的、ときには暴力的運動が展開された¹⁹。この運動でオコナーは、リチャード・オウストラ Richard OastlerとJ.R. スティーヴンズ Stephensと共に、北部の演説集会で著しい権勢を確立し、労働者の揺るぎない支持を獲得したのである²⁰。これは、多くの研究者がそのようには評価しなかったところの「カリスマ的な民衆煽動家としての彼の人間的人気」に負うところ大であったといえよう²¹。1831年ブラッドフォードの近郊で小規模梳毛織物業者の息子として生まれ、リンネル類の生地商を生業とした郷土史家フランク・ピールは次のように言っている。すなわち、「長身で、強靱な体力を有していたファergus・オコナーは相当な雄弁の才をもち、そして彼の素朴な気性と「快活さ」のゆえに彼の下層の支持者に慕われ、彼の誠実さは、彼が人民の主張と見做したことを手助けして払った時間と金銭の犠牲によって証明され、そして、たとえば彼の欠点と誤りが大きく、多岐にわたっていたとしても、彼は長年労働諸階級の崇拜的であって、彼らは彼の言うことを聞くために、国の至る所で何万という群れをなして集まった」²²。これは概ね妥当な見解といえよう。

しかるに、北部の各地から総計10万人以上の人びとによって署名された請願がウェストミンスターに寄せられたにもかかわらず、1838年2月20日に救貧法改正法の撤回を求めたジョン・フィールデン John Fielden とスタンホープ Stanhope 卿の動議が309対17の圧倒的多数で否決される²³と、それまでの反救貧法運動を続けていくことは困難にならざるをえなくなった。となれば、1835年末以来の普選運動が再興されてくるようになるのは当然のことであった。労働者が選挙権をもてば、労働者にとっての悪法は制定されないばかりか、それまでの悪法も撤回されるというわけである。すでに1838年2月10日付の「ノーザン・スター」は無記名投票、穀物法の廃止、11時間労働日法案のような部分的諸改革に反対して、普選の要求こそが最も重要であることを強調していたが、オコナーは、先の動議が否決されると、直ちに「大北部同盟」Great Northern Union (GNU) の設立に乗り出し、それは同年4月に(公式には同年6月5日に)RAやWMAの緩やかな連合体として設立され、その年の12月までに56,000人の会員を擁したといわれた²⁴。そして、このGNUの形成は、「北部におけるLWMAにたいするオコナー

チャーティスト運動 1838～1841年

の勝利として重要であるだけでなく、「それは、また、彼に反救貧法組織以外に、ヨークシアでの独自の組織、すなわち彼の独立した影響を広める手段を与えた」といわれている²⁵が、「より正確には、GNUは反救貧法運動の諸勢力を生まれつつあるチャーティスト運動へ向け直すオコナー努力の組織的表明であった」²⁶といえよう。なぜなら、WMAがロンドン以外の地に結成されたのは、すでに見たように、主としてクリーヴ、ヘザリントン、そしてヴァインセント達の活動によるもので、彼らは「いったんロンドンの雰囲気から離れてしまうと」、「新救貧法にたいする熱狂的な反対を表明するようになった」²⁷からである。

さて、スコットランドでも1836年12月に、急進主義者ジョン・テイラー博士 Do. John Taylor と労働組合の指導者達とのいわば同盟から、テイラーを会長とし、普通選挙権、議員の毎年改選、無記名投票、そして任意寄付教会制度を目的に掲げた「スコットランド急進協会」Scottish Radical Association (SRA)が設立された。一週間後、この「協会」はグラスゴーで、ファーガス・オコナーを迎える100人の松明を掲げた人々と幾つかの音楽隊を従えた行進を組織し、そして、オコナーの遊説の結果、エディンバラ、ダンファームリン、ペーズリィ、キルマーノック、リース、そして他の幾つかの町々に「急進協会」が組織され、それらの「協会」の幾つかは、近隣地域に支部を結成した²⁸。このSRAの創設の背景からも窺えるが、この当時スコットランドの幾つかの労働組合は政治に密に関わっていたようで、1836年テイラーに引き継がれ、しばらくしてタイトルを「ニュー・リバレイター」New Liberator と変更された新聞「リバレイター」Liberator は、1836年から37年にかけて当時スコットランドで最も強力な労働組合であった「綿紡績工組合」Cotton Spinner Unionから978 ポンドの資金援助を受けており、「ニュー・リバレイター」も同様であったようである²⁹。

ところで、グラスゴーで綿紡績工が賃金引き下げに抗議してストライキをしている最中の1837年7月22日に、綿紡績工であるジョン・スミス John Smith が射殺され、その月の29日からの数日で18名の綿紡績工が、ラナークシアの州長官のアーチボルド・アリスン Archibald Alison の指揮によって殺人と放火の容疑で逮捕され、そのうち「綿紡績工組合」の委員長、書記長、書記次長、会計係、そして実際にスミスを射殺したと疑われた一人の綿紡績工が、不法な共同謀議、雇用主と労働者にたいする脅迫、威嚇、そして妨害、殺人の共同謀議、そして殺人の罪で裁判にかけられた。しかし5人が殺人に関わっていたことは立証されず、最終的には「賃金引き上げのための不法な共同謀議」と「騒乱」の教唆の罪で7年の流刑に処せられた。そして、これに抗議をするグラスゴーの様々な労働組合の代表団による遊説がロンドンとイングランドの工業地帯でなされ、その抗議集会がアシュトン、デューズベリィ、ハル、ロザラム、ロンドン、エディンバラ、ペーズリィ、グラスゴー、そして他の多くの町々で開かれ、それらの集会では、その判決は悪意に満ちた製造業者の要求に応じてなされた自由な労働者を抑圧するウィッグ政府による試みとして糾弾された³⁰。したがって、この事件は労働者階級の急進主義者をミドル・クラスから切り離す役割を果たしたと同時に、おそらくは、チャーティスト運動を導くうえで、ひとつの重要な役割を果たしたといえよう。いうまでもなくオコナーは、このアジェーションの先頭に立ち、そして彼は、イングランド、スコットランド、そしてアイルランドの労働者に、彼らは「同じ目的、すなわち資本の支配からの彼らの労働の防護のために戦っている」のだから、統一した行動をとるべきであると呼び掛けた。しかるにLWMAは、判決がなされると議会に労働組合を調査するよう請願した。しかし、これは、たとえLWMAが判決の不当性を明らかにしようとして行ったにしても、労働組合に敵対するダニエル・オコンネルも労働組合にたいする調査を求める意向を宣言していたことを考慮に入れるならば、労働組合にとっては大きな危険を孕む動きであった。しかも、LWMAは、オコンネルが普選を支持しているということと彼と手を切ることはしなかった。したがって、LWMAは労働者階級の急進主義者から厳しい非難を浴び、オコナーもLWMAのいうなればラヴェット派との関係を公然と絶つことになったのである³¹。

ところで、BPUは、北から南へ下りながら各町々で大集会を開き、それらの集会で同じ請願を採用し、その請願を議会に提出するという運動方針に基づいて、グラスゴウの急進主義者に働きかけ、ついにBPUのジョン・コリンズ John Collins は、旧「グラスゴウ政治同盟」の中のジェイムズ・モイア James Moir やアレクサンダー・パーディー Alexander Purdie などの急進主義者をして、1838年5月21日にそこでBPUの運動を開始するための「大集会」を開催させることに成功した³²。この集会には70の労働組合が2マイル以上の列をなして、そしてラナークシアとレンフルーシアの町々や村々からは改革者の大集団が行進してやってき、43の音楽隊が音楽を奏で、約300の横断幕が掲げられ、その参加者はトーリイやウィッグの新聞では30,000から100,000と推定され、急進的新聞では100,000から200,000といわれた。そこでのBPUのアトゥッドの演説で、BPUは「国民請願」を提出するが、それには2,000,000から3,000,000の署名が集められることが望まれるということと「労働諸階級」Industrial Classesの「ナショナル・コンヴェンション National Convention (国民代表者大会)」を開催すべきことが主張された。なお、ここでLWMAの代表が「人民憲章」を紹介したが、それは、あまり注目を浴びなかった³³。引き続いて1838年8月6日、BPUはバーミンガムで集会を開いたが、この集会にはオコナーとR.J.リチャードソン Richardson が、それぞれヨークシアとランカシアを、ヴィンセントやヘザリントンらがLWMAを、そしてパーディーとモイアがスコットランドを代表して参加し、この集会の参加者は、保守的な新聞の推定では10,000から20,000で、『ノーザン・スター』などの急進的新聞では250,000から300,000といわれた。そこでは、コンヴェンションへの8名の代議員が選出され(すべてBPUのメンバー)、これらの代議員に、「労働諸階級のジェネラル・コンヴェンション General Convention (総代表大会)」を招集し、コンヴェンションの活動を支える「国民基金」National Rent と「国民請願」への署名を集める権限を認めるといった諸決議がなされた。なお、コンヴェンションへの代議員の選出と「国民基金」を調達する提案は、この集会の前日にBPUのスポークスマンがオコナー、モイア、パーディー、そしてヴィンセントと協議して決めたものである³⁴。ところで、「国民請願」と「人民憲章」は、すでに見たように、それぞれ独自に作られたものであるが、これらの二つの文書を運動で、どのように取り扱うかということに関しては、グラスゴウ集会の後にBPUとLWMAとの間で協議がなされ、その結果が、このバーミンガム集会に反映された。そこでは、「『国民請願』に示された諸原理に従って」人民の正当な代表を規定する法律のアウトラインとして『人民憲章』が承認されたのである³⁵。マーク・ホヴェルは、このバーミンガム集会をもってチャーティスト運動が始まったとしている³⁶が、しかし、以上見てきたことからすると、チャーティスト運動は、これ以前に、すでに始まっていたといえよう³⁷。なお、この運動に積極的に参加した人びとは、「人民憲章」が公表されると自らをチャーティストと称するようになったことを考えると、「人民憲章」は、バーミンガム集会以前に広く受け入れられていたといえよう。しかし、だからといって6項目が「人民憲章」によって初めて打ち出されたとは、すでに見てきたことからしていえないことであって、「人民憲章」の公表は「始まりというよりは、むしろ過程の終りを示した」とさえいわれるのである³⁸。

もちろんバーミンガム集会以前にも労働者の集会が開かれていたが、それ以後、労働者の集会の数は一気に増えた。1838年9月24日にマンチェスター近郊のカーサル・ムアで、「ガーディアン」Guardian紙では30,000人と、「モーニング・アドヴァタイザー」Morning Advertiser紙では300,000人と報道され、そしてアーチボルド・プレントイス Archibald Prentice が50,000人近くと推定した集会が開かれたが、これにはバーミンガム、ニューカースル、リーズの代表、スットクポート、ロイトン、クロンプトン、アシュトン、ダキンフィールド、リー、ロッチデール、ミドルトン、ベリーそしてボルトンの「政治同盟」Political Union (PU)の代表、LWMAの代表、そして労働組合の代表が参加した。ここでJ.R.ステイヴンズ は、「この問題、すなわち普通選挙権の問題は結局はナイフとフォークの問題である。この問題はパンとチーズの問題である」という有名な演説をし、またオコナーは、その演説の中で次

のようにいっている。すなわち、「私が、あなた方が十分にあなた方の力を試みてこなかったといって、あなた方に助言したとき、私は、あなた方の理性的力に言及した。今ここには、私や同世代の最も賢明な相談相手の言うことにもかかわらず、遠からず暴力的力に変化するだろう復讐の念をもった理性的力がある」、と。そして、この集会はコンヴェンションへの代議員を選出したのであった³⁹。なお、反救貧法運動の指導者としてランカシアとヨークシアでその名声を確立してイステイーヴンズは、「国民請願」の5項目が労働者の状態の基本的改善をもたらすとは信じていなかったが、いわゆる理性派の戦術を拒否し、暴力的力を主張して、イングランド北部の労働者を奮起させ、彼らのアイデンティティを強化してチャーティスト運動に重要な貢献をしたといわれている⁴⁰。引き続いてヨークシア南部のシェフィールドでは9月25日、そこでのWMAによって組織されて、近隣の村々やロザラムからの派遣団とバーミンガム、マンチェスター、そしてドンカスターからの参加者を含む20,000人以上の参加を得た集会が開かれたが、そこではオコナーの支持者のウィリアム・ギル William Gill がコンヴェンションへの代議員として選出された⁴¹。そして10月15日にリーズとハッダズフィールドの中間に位置するピープ・グリーンで、25,000人から250,000人まで様々に推定され人びとがブラッドフォード、ハリファックス、ハッダズフィールド、そしてリーズなどから参加した集会が開かれたが、ここでは、コンヴェンションへの代議員として、ブラッドフォードにおけるチャーティスト運動の中心的指導者のピーター・バスシー Peter Bussey やオコナーらが選出された⁴²。さらに、3日後の18日にはブラッドフォードのハードシェッド・ムーアで、50,000人とも100,000人ともいわれた人びとの参加をえ、暴力的力が主張された激しい集会がもたれた⁴³。

以上は名の知られた大集会であったが、その他にも、1838年の秋から翌年にかけて、ランカシアとヨークシアで非常に多くの集会が開催され、それらの多くは、夜、何百人もの人びとが持つ松明のほの暗い光の下でもたれた。こうした集会に人びとが集まる様子をR.G. ギャミッジは次のように描写している。「人びとは集会の場所に一人でやってくることはなく、彼らは出発地点に集合し、そこから所定の時刻に隊列を組んで出発し、主要な道路を通り、彼らが崇拜する演説することになっている巨星を認めると、天にも反響するかのように歓呼の声を轟かし、敵対する新聞の発行所や非常に嫌な知事、あるいは雇用者の住まいを通り過ぎるときには最も忌まわしい罵り声を浴びせた。眩く光る松明の赤い光に照らされた、この上なく恐ろしい仕掛けを持つ横断幕は恐ろしくも壮大な情景をもたらした」⁴⁴。このことから、チャーティスト集会が、かなり組織的になされたことを窺い知ることができるが、このことは、ひとつには、1835-1838年に全国的に何百ものRA, WMA, そしてPUが組織されていた⁴⁵ことによるといえよう。また、次の指摘に注目しておこう。すなわち、「暴力の考えは強力な文学的でドラマティック魅力を持ち」、「文学的なロマンティシズムは好戦的であった」。チャーティスト達は暴力について語ったが、決して十分にその準備をせず、彼らの多くは決して一貫して、あるいは実際に、それを行行使するつもりはなかったが、ステイーヴンズ、オコナー、ピーター・マレイ・マクドゥアル Peter Murray McDouall, そしてジョージ・ジュリアン・ハーニー George Julian Harney らは、「ロマンティックな修辭の興味ある諸例を提供している」⁴⁶、と。このことは、あまり強調してはならないであろうが、労働者をチャーティスト運動へと駆り立てるうえで一定の役割を果たしたといえよう。

もちろん、以上の地域以外でもコンヴェンションへの代議員選出を含む多数の大衆集会がもたれた。1838年8月イングランド北西部のカンブリアのカーライルで、10月にはイングランド北部のニューカースル近郊のブリス、アスウォース、グリーンサイド、そしてウィンラトンなどの町や村々で集会が開かれ、そしてリヴァプールでは1月WMAが結成され、5月にはオコナーが遊説し、9月に「ノーザン・スター」によれば5,000～7,000人が、「リヴァプール・マーキュリー」*Liverpool Mercury*によれば2,000人から2,500人が参加した初めての野外集会がもたれた。また、そのチャーティスト運動

がスタワーブリッジと密接に結びついてブラック・カントリーの南部全体に影響をあたえたキッター・ミンスターで、9月に集会が開かれ、500人と少ない数であったが、その集会でオコナーが演説をし、1839年1月28日にはダービイの集会でハーニーがコンヴェンションへの代議員に選ばれ、そしてノーサンプトンではロング・パークリー、ケッタリング、ダベントリー、ウェリングボロ、そして幾つかの村々からやってきた人の集会がもたれた。9月7日付の「コヴェントリイ・ヘラルド」*Coventry Herald*によれば、コヴェントリイでオコナーが、500人たらずであるが、その集会で演説し、レスターでは11月19日に、雨の中をラフバラ、ナニートン、そしてノッティンガムからやってきた代表を含む約2,000人の集会が開かれ、そこで同じくオコナーが演説をした。イングランド西部ではブリストルにおいてヴィンセントやオコナーが弁士になった集会が開催され、ハーニーの朋友のC. H. ニースン *Neeson* がコンヴェンションへの代議員に選出され、15,000人が参加したいわれているバースの集会でも代議員が選ばれ、9月30日にはブラッドフォードとウィルトシアのトロブリッジとの中間地点で約30,000人の集会が開かれ、コンヴェンションへの両都市の代議員が決定された。イングランド東部では、サフォークで最大の町で、労働者階級の政治運動の最も古い中心地で、かつチャーティスト運動の拠点となったイプスウィッチで、「国民請願」を満場一致で採用した大集会が開かれた⁴⁷。ロンドンでは9月17日に約30,000人が参加した集会がプレイス・ヤードでもたれたが、ここにはエディンバラ、コルチェスター、カマーゼン、ブライトン、イプスウィッチ、そしてウスターなど全国各地からオコナーを始めとする人びとも参加し、そこでジェイムズ・ブロンテル・オブライエン *James Bronterre O'Brien*、ラヴェット、ヘザリントン、クリーヴ、ヴィンセント、ハートウェルら8名の者がコンヴェンションへの代議員に選出された⁴⁸。スコットランドでもエディンバラ、グラスゴー、アバディーン、ダムフリース、ダンディー、そして南東部低地地方の大多数の町々が、こうした運動に加わったが、そのうちグラスゴーとアバディーンでは大集会が開かれた⁴⁹。ウェールズでは9月5日のカマーゼンにおける集会でヒュー・ウィリアムズ *Hugh Williams* がコンヴェンションへの代議員に選出され、10月10日にニュータウンで3,000人から5,000人が参加した集会が催され、ニューポートでは10月23日と30日に集会が開かれ、後者の集会ではジョン・フロスト *John Frost* がニューポート、ポンティプール、そしてカーレオンを代表する代議員に選ばれ、11月30日と12月17日にはカーレオンで集会がもたれ、後者の集会ではウィリアム・エドワーズ *William Edwards* がフロストとともに代議員に選出され、クリスマスの日のマーサー近郊における1,000人とも10,000人とも言われた集会はウィリアムズを代議員に選出、そして1839年1月1日に7,000人の集会がボントニューイッドで開かれ、そこではヴィンセントが弁士に立ち、フロストが代議員に選ばれた⁵⁰。

以上のように、特にバーミンガム集会以後チャーティスト運動は、かなり全国的に展開されるようになったが、こうした状況の下で1839年2月4日にロンドンにおいて「労働諸階級のジェネラル・コンヴェンション」が開催されたのである。

2 コンヴェンションと反乱

「労働諸階級のジェネラル・コンヴェンション」の「諸規則と諸規定」に記された代議員は53名で、そのうちチャーティスト運動で指導的役割を果たし、また果たすことになった者はコリンズ(バーミンガム、その周辺地域、チェルトナム、そしてコヴェントリイを代表。以下括弧内の地名は代表地)、クリーヴ(ロンドンとリーディング)、ジョン・フロスト(ニューポート、ポンティプール、そしてカーラン)、ヘザリントン(ロンドンとストックポート)、ハートウェル(ロンドン)、ハーニー(ノーサンバーランド、ノリッジ、そしてダービー)、ラヴェット(ロンドン)、ロバート・ラウアリイ *Robert Lowery* (ニューカースルとノーサンバーランド)、モイア(グラスゴーとラナーク州)、マクドゥアル

(アシュトン・アボン・ライン)、ニーソン(ブリストル)、オコーナー(ウェストライディングとブリストル)、オブライエン(ロンドン、リー、ブリストル、ノリッジ、ニューポート、ワイト島、そしてストックポート)、ローレンス・ピトケスリ Rawrence Pitkeithly(ウェスト・ライディング)、リチャードソン(マンチェスターとその周辺地域)、テイラー(レンフルーシア、ニューカースル、カーライル、ウィグテン、アルヴァ、ソシテティリコウルトリー)、そしてヴァインセント(ハル、チェルトナム、そしてブリストル)である。ここで複数の地域を代表している者は、ひとつの集会で複数地域の代議員として、ないしは、それぞれの地域でその代議員として選出されていたのである。そして代議員の約半数は労働者階級に属してはいなかったが、彼らを含む代議員たちの多くは、「地方の急進的指導者の中でも最も信頼されていた人びとであった」。なお、各代議員が代表していた地域で以上の地域以外の地域はフォーフェアシア、アバディーンシア、ボルトン、ダムフリーズ、マックスウェルタウン、その周辺地域、ハイド、スタリーブリッジ、グロッソプ、ニューミルズ、ベリー、ヘイウッド、プレストウィッチ、ラトクリフ、ラムズボトム、ウィガン、ヒンドリー、ウェストフートン、シェフィールド、ロザラム、ブライトン、ダムファーライン、カーコーディー、アロウア、クラックマナン、スターリングシア、フォークヴィル、ニュータウン、ウェルシプール、ラニフロウズ、ダラム州、ドーセット州、パースシア、ファイフシア、パース、トロブリッジ、フロム、ホルト、ブラッドフォード、ウェストベリー、プレストン、チョーレイ、オルダム、スタッフォードシアの陶器生産地、ラフバラ、レスター、その周辺地域、ダービーの集地地域、イーンバラ、ミッドロジアン、ロッチデール、ミドルトン、その州辺地域、チェルトナム、ノッティンガム、アシフィールドのサットン、マンスフィールド、そしてリヴァプールであった⁵¹。

ところでコンヴェンションという語は、1660年と1688年におけるコンヴェンション議会 Convention Parliament、アメリカ独立革命の際の大陸会議 Continental Congress、1780年のアイルランド義勇軍のコンヴェンション、そして1792～1795年のパリにおける国民公会 Convention nationale を連想させて、革命的含蓄のあるものであったが、「ナショナル・コンヴェンション」はトマス・ペイン Thomas Paine によって定式化された。すなわち、現存の権力が腐敗し、人民を抑圧して彼らの自然権を侵害するならば、彼らはその権力に従う必要はなく、それから独立して改革を行うことができる、と。したがって「ナショナル・コンヴェンション」は、現議会を否認する「反議会」という性格を有し、それを求める運動は1817～1819年と1830年代に展開され、こうした考えは多くの急進主義者に受け入れられた。例えばラヴェットは、人民の「代表権が破壊される試みがなされる」ならば、各人は「自らの生命、労働、そして財産を最も良く自らのものとして確実にするだろう諸制度を自らで選ぶ」ことができ、「ナショナル・コンヴェンションは、これまでに存在した如何なる、あるいはすべての議会よりもっと大きな権力を、権利を守るためにもつだろう」、と述べており、また、ラウアリーは1838年10月、「議会在請願を拒否するならば、コンヴェンションが真の議会として開会されることは正当化されるだろう」、と主張している⁵²。したがって、「ナショナル・コンヴェンション」という言葉の持つ過激性を薄めるために、「ジェネラル・コンヴェンション」という名称が採用されたが、J.P.コベット(ウィリアム・コベット William Cobett の息子)を委員長とする委員会がコンヴェンションに提出したところの、「目的を請願のみに限定し、過激な行動や非合法路線に走るのを防ぎ、コンヴェンションをあくまで請願団体にとどめ」た規約案は圧倒的多数で否決され(コベットは退会第一号となった)、上記の「諸規則と諸規定」が2月25日に決定されたのである⁵³。これはコンヴェンションの目的を次のように定めている。すなわち、「1. 連合王国の様々な所で『国民請願』にすでになされた署名を集め、それらの王国のすべての改革者に署名させるようあらゆる可能な努力をすること。2. 庶民院に『国民請願』を提出するために、最も効果的な手段を用い、最も適切な期日を選ぶこと。3. 『人民憲章』という名称の法案を上程し、それを採択させるために、代議員の大多数が適当と考えうるような議員を選

抜すること」。4.「『国民請願』を支持し、『人民憲章』に賛成投票する」ように議員に働きかけること。
 「5.あらゆるコンスティテューショナルconstitutionalな手段によって、上記の諸目的を支持する開明的で強力な世論を形成し、かつ拡大し、そして国の繁栄と幸福を確保し、排他的な立法部と腐敗した政府が必ず生みだすであろう惨禍をさける最良の手段として、その世論を正確に、かつ正当に立法部に銘記させること」、と。

これらの諸目的はコンヴェンションを単なる請願団体にすることを意図したものではなく、あくまでも「人民憲章」の現議会での法制化を必ず勝ち取ることを意図しており、したがって必ずしも「反議会」を意味するものではなかった。しかし、「諸規則と諸規定」の決定以後も、例えば、2月24日付と3月24日付の新聞「チャーター」*Charter* は、オコナーがコンヴェンションを「この国の人民を代表する唯一の権力」と見做し、「非コンステチューショナルな権力」として「現庶民院」を否定したことを、そして8月3日付の「ノーザン・スター」は、ピータールーの古つわもののW.バーネット Barnett がコンヴェンションは「私の政府であり」、「私はいかなる点でも庶民院によってでなく、私が恩義を負っているものによって統治されるだろう」、と言ったことを報じている⁵⁴ように、「反議会」の考えが主張され、また、後に見るようにコンヴェンションを現議会に代わる真の人民議会にする方策が考えられた。だが、コンヴェンションが実際に反議会的存在になることはなかったことは確認しておかなければならない。ところで、コンヴェンションが開催されたとき、「国民請願」の署名数は50万強で、議会に請願を提出する前にもっと多くの署名を集める必要があるというのが代議員の全般的考えであったので、コンヴェンションは、遊説してもっと多くの署名を集める宣伝者を、3月7日までに総額1,350ポンドになっていた「国民基金」の助けを得て、全国に送り出した。そして彼らが演説した集会には極めて多くの聴衆が集まり、その演説の大方は暴力を肯定する傾向を有していたが、こうした運動に恐れを感じたバーミンガムを代表していた代議員は、コベット派に続いて3月コンヴェンションを脱会し、代わって「1836年以降それぞれの地方において名を知られるようになっていた年若い急進主義的活動家」が代議員になった⁵⁵。こうした状況のもとで、1839年の春までに、「出来るなら平和的に、必要なら力づくで」、というスローガンが一般化し、デモ行進の際「多くの男子、婦人、少年、そして少女たち」は「先金の付いた杖で武装し」、「あるもの」は「剣、ピストル、固定した銃剣の付いた火縄銃で武装していた」といった武装と訓練に関する報告が内務省に殺到していた⁵⁶。そして4月9日コンヴェンションでは、古来からの様々の法を列挙して、人民には武装する権利があるとするリチャードソンの動議が、29人の代議員のうちの4人の支持しか受けなかったが、「我々はこの問題に関していかなる法的忠告も入れるべきでないが、すべてのコンステチューショナルな権力は人民が武器を保持する疑いのない権利に賛同していると、コンヴェンションは十分に確信する」というマシュー・フレッチャー Matthew Fletcherの修正案が19人の人びとによって賛成され、コンヴェンションは、人びとが武装する権利を持っていることを公認したのである⁵⁷。

ところで、従来のチャーティスト運動の研究では、戦術に関して「理性派」"moral force"と「暴力派」"physical force"が対立していたことが強調されてきたが、おそらくこれに初めて異を唱えたのはトマス・ミルトン・ケムニッツで、彼は次のように言っている。すなわち、「理性派」の指導的人物は1838年における主要なチャーティスト達で、彼らはバーミンガムのT.C. ソールト Solt とR.K. ダグラス Douglass、ロンドンのラヴェット、そしてスコットランドのJ.フレイザー Fraser とA.ダンカン Duncanであり、その勢力は1839年5月までに崩壊し、「暴力派」の主要な唱道者はハーニー、テイラー、そしてバッシィで、この勢力は9月にコンヴェンションを崩壊させ、いわゆる地下活動に入った。どちらにも属さないのが、オコナーを中心とする勢力で、その戦術は、カトリック開放運動と議会改革運動の戦術に基礎づけられたところの、暴力的言辞によって政府を威嚇しようとするもので、決して暴力の使用によって目的を達成しようとする戦術ではなく、それは5月にはコンヴェンションの戦術になっ

チャーティスト運動 1838～1841年

たという⁵⁸。この暴力的言辞による政府に対する威嚇という戦術は、オコナーの戦術としてエプスタインによって詳細に分析されているが、ここで注意しておかなければならないことは、オコナーが理性的な力と暴力的な力を対を成すものとして主張したのは、当時大方のチャーティスト達がそのように考えていたからであり、彼がケムニッツのいう「暴力派」に対立しなかったのはコンヴェンションの統一を守るためであって、要するにオコナーは常に統一した大衆的運動の発展を促すことを自らの第一義的課題としていたのである⁵⁹。なお、付言しておく、ラヴェットはコンヴェンションの書記長で、人びとの武装する権利を公認した会議に出席していたということと、後に見ることになる書記長としてのコンヴェンションでの彼の役割を考えると、少なくとも彼の逮捕までは、ドロシー・トムスのいうように、彼は、「オコナーと共にコンヴェンションの書記長として、できるだけ多くの代議員の声を代弁することに骨を折っていた」⁶⁰。また、「暴力派」の唱道者には、1839年の春の大衆的チャーティスト運動の高揚のもとで、コンヴェンションは、直ちに反乱するようブリテンの人民に呼び掛けるべきであると主張した⁶¹マクドゥアルも含めるべきであろう。そして、ハーニーが1838年のクリスマスに暴力的雰囲気を感じたニューカースルを含み、初期チャーティスト運動では指導的役割を果たしたイングランド北東部(スコットランド、カンバーランド、そしてヨークシア北部の周辺地域のコミュニティを部分的に含むノーサンバーランドとダラム)では、「長引いた無秩序、財産の破壊、人に対する障害、あるいは人の死を伴う重大な暴力行為はなく」、それ程ではない暴力行為は、民衆が一定程度参加した比較的自然発生的で、組織されていない政治的暴力行為である「騒動」であり、最も極端なチャーティストだけが、参加者が限定された高度に組織された政治的暴力行為である「陰謀」を企てようとしたにすぎなかった。要するに、武力の行使による目的達成の無視できない動きはなかったということであり、このことは、チャーティスト運動が最も強力に展開された綿業地帯にも当てはまる⁶²。どの程度かは判然としませんが、すでに見たように労働者が武装し、軍事訓練をしたことは事実であるが、チャーティスト運動の全期間を通じてバリケードが築かれたのは、唯一スタッフォードシアのストーンにおいてであったようである⁶³。

さて、ロンドンでは1839年には明確な形を取ったチャーティスト運動の展開はなかった。すでに見たように、LWMAの影響は小さく、1837年ハーニーとその仲間によって結成された「東ロンドン民主主義協会」East London Democratic Associationが翌年8月10日に改称してできた「ロンドン民主主義協会」London Democratic Association (LDE)も、確かにLWMAよりも大きな影響力を有していたが、それとてさほどではなく、そうであるがゆえに、なるほど1838年9月17日のプレイス・ヤードでの集会は大規模なものであったが、それ以後1839年を通じていかなる集会も開かれたことはなかったのである⁶⁴。しかるに、バーミンガムでは、1838年8月6日の大集会以後数ヶ月でオコナーの影響を受けた労働者のチャーティスト達はその勢力を拡大し、すでに見たように、そこで選出されたコンヴェンションのミドル・クラスの代議員がそこから脱会し、以前のBPUの執行メンバーが市会で優位を占めるようになった状況の下で、彼らは積極的な活動を展開していた⁶⁵。そして、請願の議会への提出が遅れることが明らかになると、コンヴェンションはバーミンガムへの移転を決定し、5月13日に代議員たちはバーミンガムに到着し、翌日コンヴェンションが開会されたが、この移転には、コンヴェンションを「反議会」的存在にする意図が少なからず作用していた。オコナーは、ロンドンでは「代議員たちはナショナル・コンヴェンションがすべての法と正義の源泉であると敢えて主張しない」が、「バーミンガムに代議員たちを行かせれば、彼らは直ちに彼らのみがすべての法と正義の源泉であると言明せざるをえないであろう」、と言っている⁶⁶。そしてコンヴェンションは直ちに、ラヴェットを書記とし、フロスト、オコナー、バッシー、ピトケスリ、ミルズを委員とする委員会が起草した「労働諸階級のジェネラル・コンヴェンションの宣言」(以下「宣言」と言う)を公表した。それは格調高い前文で、「我々は、できるなら平和的に、必要ならば力づくで我々の諸権利を獲得する決意をしてきた」と言い、

7月1日までに「あなた方の同盟、あるいは協会のこれからのすべての集会」と「同時的公衆集会」で、「あなた方は人民に次の質問を提起しなければならない」として、次の8つの質問をあげている。1.貯蓄銀行などや敵対的な人びとに預けてある金銭を全額引き出す用意があるかどうか。2.「手もとにあるすべての紙幣を直ちに金に換える用意が」あるかどうか。3.「神聖な月」が宣言されたなら、「すべての種類の酒と同時に、その期間の労働をやめる決意が」あるかどうか。4.「古来のコンスティテューショナルな権利にしたがって」、「祖先が伝えた諸法とコンスティテューショナル諸権利を守るために自由人に認められた武器をとる用意が」あるかどうか。5.来る総選挙でチャーティストの候補者を立て、「挙手で選ばれたなら」、彼らを「人民の正当な代表と見做し」、彼らがロンドンで会議をもつことを認める用意があるかどうか。6.「チャーティストのみと取引をし、告訴された場合必ずはせ参じ、正しい大儀のゆえのすべての犠牲者を守ることを決意」をすることが」できるかどうか。7.「すべての手段によって、人民憲章の偉大な諸目的を勝ち取るために辛抱強く闘い、正義に反する運動が正しい目的から人々を逸らせないようにすることを決意することが」できるかどうか。8.「コンヴェンションの正当で、コンスティテューショナルな要求に従う決心が」できるかどうか⁶⁷。これらの項目は、コンヴェンションがロンドンで開かれたときから、「国民請願」が議会で否決された際に採るべき「次の手段」*Ulterior Measures* として論じられてきたものであり、「宣言」はどの手段を採るべきかを労働者の決定に委ねたのである。なお、この「宣言」でも「反議会」の主張が取り上げられていることに注目しておく。

「宣言」が公表された後の18日に、オコナーは集会へ武器を携行する慣行を公然と非難し、コンヴェンションは集会のもち方に関する宣言をオブライエンに起草させるべきであることを提案し、これは支持されて、翌日オブライエンは次の4つの決議案を提出した。すなわち、1.敵が「非合法な手段によって、我々の合法的で秩序あるアジテーションを抑圧」しない限り、「平和、法、そして秩序」が「このコンヴェンションのモットー」である。2.敵が「人民に対して武力を行使しないことを」「願って」、「我々は、来るべき同時集会に参加しうるチャーティスト達に棒、先金の付いた杖、ピストル、あるいは他のいかなる攻撃的な武器も携行することを避けるよう勧告する」。3.同時集会を準備する人々は、「あらゆる手段を使って」「この勧告を実施し」、「どんな場合でも集会をもつ前に当局者と協議」すべきである。4.「我々の迫害者が当局を唆して武力で人民を攻撃させる」なら、その責任はあげて彼らにある。これらの決議が、政府に同時集会にたいする権力的破壊をさせないようにする意図を持つものであることはいうまでもないが、しかし、決議1は攻撃的暴力の使用を否定しているが、防御的暴力を使用する労働者の権利を否定はしていない。そして、これらの決議が可決されて、コンヴェンションは7月1日まで休会に入った⁶⁸。その直後の聖霊降臨祭のあいだの主な同時集会は次のごとくである。5月20日にニューカースル・アポン・ティンで15,000人とも100,000人ともいわれた集会が開かれ、20マイルも離れた各地から人びとが隊列を組んでやってき、ハーニー、ロウアリ、テイラー達が参加した⁶⁹。21日にはウェスト・ライディングのピープ・グリーンで20,000～30,000人とも200,000人ともいわれた集会がもたれ、そこにはブラッドフォード、ハッダースフィールド、ハリファックス、デューズベリー、そして他のより小さな町々から人びとが隊列を組んでやってき、オコナー、オブライエン、テイラー、ピトケスリ、そしてバッシィ達が演説をした。25日にはマンチェスターから3マイル離れたカーサル・ムーアで、「ノーザン・スター」では500,000人と、「モーニング・アドヴァンタイザー」では300,000人といわれ、北部軍の司令官であったチャールズ・ネイピア Charles Napier が30,000人と推定し、オブライエン達が参加した集会が開かれ、サウス・シールズでも15,000人の集会がもたれた。そして遅れて6月おストクトンの集会は「宣言」を採用した⁷⁰。リヴァプールでは20日、「ノーザン・スター」が12,000人から15,000人と、それまで敵対的であった「マーキュリー」*Mercury* も8,000人から10,000人と見做した集会が開催され、フレッチャーエ熱烈な歓迎を受けた⁷¹。カーライルでは

約10,000人の集会でテイラーやハーニー達が演説をし、プレストンでも労働者が行進した後、オーチャードで集会が開かれ、そしてサンダーランドでは、遠隔地からも様々の集団が行進してやってきたノース・ダラムの労働者50,000人の集会が開かれ、ハルでもヴィクトリア・ルームズが聴衆で埋め尽くされ、彼らはハートウェルの演説に耳を傾けた⁷²。シェフィールドでは21日に15,000人から20,000人の集会が開催され、そこにはラザラムの人びとが進行をしてやってき、オコナーからの手紙が読み上げられた⁷³。ノーサンプトンでも集会がもたれ、ロンドンでもかなりの数の人びとが集会に参加し、そしてバースでは20日に6,000人の集会が開かれ、ブリストルの労働者もその集会に参加した⁷⁴。ウェールズでは4,000-5,000人から30,000人まで様々に推定されたグラモーガンシアとモンマウスシアの炭田地帯の労働者がブラックウッドで集会を開催し、そこでフロストが「宣言」の8項目を詳説した⁷⁵。そしてスコットランドでは6月10日、グラスゴーで130,000人と推定された集会が開かれ、フロスト、リチャードソン、オブライエン、テイラー、バッシィ、そしてロウアリが参加し、またリーという小さな町でも10,000人が参加した集会ももたれた⁷⁶。

この同時集会を通じて、「神聖な月」(一ヶ月の労働放棄)が大きくクローズアップされた。これは、ジョン・ドハーティ John Dohertyなどによってアウトラインされた産業的、シンディカリスト的ジェネラル・ストライキよりも、1832年1月に刊行されたウィリアム・ベンボウ William Benbow の有名なパンフレット「大国民休暇と生産諸階級の代議員会」に最も良く示されている急進主義的、政治的概念により共通していた。これは次のように論じている。すなわち、人民は長時間骨折って働き、貧苦を被り、そして、すべてが英国国教会の主教であるペテン師、スリ、略奪者、冷酷な雄弁家によって強奪されているにもかかわらず、彼ら自身の力に無知であるがゆえに、自らが抑圧されていることを許している。したがって人民は団結し、一週間分の食糧を蓄え、一ヶ月仕事をやめ、金持ちから食糧を奪い、そして社会を改革するために代議員会を選出しなければならない。このプランは政府との対決をもたらす合法的手段と考えられるが、暴力に代わるものではなく、暴力を伴うものであろうと思われる⁷⁷。ロウアリは自叙伝で、「国民休暇」、あるいは「神聖な月」は、「人びとの考えでは暴力的戦いの可能性を意味していた。それは当局にたいする反乱でも襲撃でもないが・・・国全体を混乱におとしいれ、当局はそれを強圧するよう努力することになるであろう」、と述べている⁷⁸。しかるに、7月1日コンヴェンションが再開され、翌日、5月7日にコンヴェンションから1,280,000人が署名した「国民請願」が手渡されていたアトウッドが7月12日にその嘆願の動議を議会に提案することになったので、コンヴェンションは10日にロンドンに戻ることに決定し、そして3日には、「神聖な月」の主張者のテイラーが、スコットランドにおける26の集会で「次の手段」は一般的に同意されたが、「神聖な月」は「暴力革命に他ならない」と受け止められたことを報告して、それゆえに、「神聖な月」の問題はしばらく保留し、その代わりに直ちに貯蓄銀行等からの預金の引き上げ、紙幣の金への兌換、取引先限定、排他的取引、物品税がかけられている商品のボイコット、そしてコンスティテューショナルな武装を始めるようチャーティストに呼び掛けることを提案し、同じく「神聖な月」を支持していたオコナーもこの提案を支持した⁷⁹。しかしコンヴェンションでは、この提案はかなりの反対にあった。こうした状況の下で、翌4日にはバーミンガムのブル・リングで騒動が起こったが、それは、毎夕そこで開かれていたチャーティスト達のいつものとうりの暴動的でも、脅威的でもない集会を解散させるために、バーミンガム当局がロンドンの警察官の一隊を導入して引き起こされたもので、財産の大量破壊と軍隊の導入がなされた。コンヴェンションは直ちに、ラヴェットが起草したバーミンガム当局に対する抗議の決議案を採択した⁸⁰。こうした状況の下でコンヴェンションは、7月13日に「神聖な月」の日を設定するために会議をもつというテイラーの提案を満場一致で受け入れ、12日に「国民請願」が議会で235対46の圧倒的多数で否決されと、16日、8月12日に「神聖な月」を始めることを呼び掛けるロウアリの提案を13対6で可決した。しかし、その際オコナー、オブライエン、テイラー、そして

フロスト等5名の代議員が欠席しており、その中でオコナーとオブライエンは、現今の状況の下で「神聖な月」を実行することは無謀であるという認識を強くしていた。そこで20日にオブライエンはコンヴェンションに、代議員と同時に労働者階級のあいだでも「神聖な月」に関して様々な意見があり、したがって、16日の決定は、「この問題に関するより全般的で慎重な調査をするために再考されるべきである」という提案をし、この提案は賛成12、反対6、そして棄権7で採用された。翌日、全国各地から情報を収集し、地方のチャーティストの諸グループからのアドバイスに従って、「神聖な月」に関する最終的な提案をする評議会を設立すべきであるというオコナーの提案が可決され、オコナー、オブライエン、フレッチャー、ロウアリら6人で構成された評議会が設置され、コンヴェンションは休会にはいった。そしてイングランドとウェールズから評議会によせられた報告は20で、そのうち「神聖な月」に賛成しているのは3、反対しているのは10であり、スコットランドからの43の報告のうち、それに賛成しているのは5つでしかなかった。コンヴェンションでは意見が分かれていたが、ほとんどの地方は、直ちに「神聖な月」を始めることには反対していたのであった。そこで、8月6日に、評議会は公式に「神聖な月」の実施を中止したが、テイラー、ハーニー、そしてバッシイ等がコンヴェンションは反乱の組織化にとって障害になるとして、その解散を求め、コンヴェンションは、その統一を計り、それを恒常的な組織にしようとするオコナーの努力にもかかわらず、9月14日に解散することになった⁸¹。エプスタインは「ジェネラル・コンヴェンション」を次のように評価しているが、それは概ね妥当な評価といえよう。すなわち、「民主的な諸原理によって選出され、ほとんど全く男女の労働者によって財政的に支えられた」コンヴェンションは、「政府の抑圧と社会の他の諸階級の敵対に直面しながら公然と数か月にわたって慎重に審議した。その運動の全国的、かつ地方的指導者の知性と勇気と同時に、労働者階級の急進主義の独立性、組織的諸能力、そして規律が劇的に示された。このコンヴェンションは、初期産業資本主義社会内で既存のものに代わる政治的諸制度を生み出す労働者階級の潜在能力の最も傑出した例を示した」⁸²。

ここでいわれている政府の抑圧で最も典型的なのは、チャーティスト達的大量逮捕であった。1838年末にスティーヴンズが逮捕され、1839年4月後半にヴィンセントがコンヴェンションの代議員の中では最初の被逮捕者となり、その後ウェールズのニュータウンで13人が、バーミンガムのブル・リング騒動に関わってラヴェットとコリンズが、引き続いてテイラーとハーニーが逮捕され、また多くの人びとが投獄され、さらにオブライエンらが逮捕され、1840年6月30日までに実にイングランドで380人から444人が、ウェールズで63人が、そしてスコットランドで1人が投獄された⁸³。スティーヴンズが裁判にかけられたのは1839年8月15日になってからで、彼は8ヶ月の刑を言い渡され、この彼の裁判と有罪判決は、1839年の夏の終りから秋にかけて続けられた裁判と判決全体の始まりとなり、その中にはマクドゥアルもおり、ラヴェットとコリンズは1年の禁固を言い渡され、ヴィンセントは12ヶ月の刑が宣告された。国中にはチャーティストの組織網があり、また裁判を待っている何百人もの地方のチャーティスト指導者の組織網もあったので、大多数の人びとは、保釈されているあいだ旅行、演説、組織活動を行い続けていたようで、その中にはオコナーとオブライエンもいた。そして「ジェネラル・コンヴェンション」が解散すると、活動の焦点は中央から、大多数のチャーティストが生活していた「不透明なコミュニティ」へと移っていき⁸⁴、そうした状況の下で、またチャーティストによる地下活動が行われていたようであった。ホヴェルは、「かなりの程度で秘密集会が、あるいは民家における小グループの集会が開かれていることが様々な所で聞かれた」と述べており、エプスタインも次のように言っている。すなわち、「1839年の夏までに、ポーランド人の革命家ベニオウスキ Beniowski とともにテイラー、バッシイ、リチャードソン、そしてマクドゥアルを含むコンヴェンションの一定のメンバーが、革命のプランを議論するために、たぶん「公共安全委員会」committee of public safety として私的に会合をもったことを示唆するかなりの証拠があり」、「チャーティズム運動は、秘密に閉

ざされ、地下組織の発展によって特徴づけられた短い危機的な時期に入った」、と。またドロシー・トムソンは、「秘密集会、武器の収集、そして予期される政府の攻撃に対する反乱や武装抵抗を行う計画がすすめられ」、「全国的陰謀の企てが存在していたということについては、ほとんど疑いの余地がない」とのべている⁸⁵。ロウアリは自叙伝で次のように言っている。「ダンディーにおける集会の後のある晩、コンヴェンションのメンバーであった一人の男が私のところにやってきて、私的に少し話しをしたいと言った。しかし、秋、コンヴェンションが解散した少し後で、この男はニューカースルにいた私を訪ね、自分はランカシアのベリーでフレッチャー博士のために催された夜会に出席したことがあり(博士はベリーの代議員であった)、そして我々の指導者の何人かがそこにおり、そしてこの夜会に隠れて、彼らは、私もやがて聞くことになる反乱を企てるために会合をもっていたということを私に知らせたということを、私はまず始めに述べなければならない。」またオブライエンは、「当然秘密を意味し、・・・必ず計画するのと同じように容易に粉碎され、常に全般的にチャーティスト達の更なる起訴を促す部分的暴動と孤立した運動を導くことになる諸計画に忠実に加わることは出来なかった」と述べている⁸⁶。おそらく何らかの反乱の企てがあったということは間違いあるまい。

ニューポートにおける反乱は1839年11月3日に始まった。急進主義的運動の指導者であったゼファニア・ウィリアムズ Zephaniah Williams、チャーティストの雄弁家であったウィリアム・ジョウンズ William Jones、そして元治安判事で、ニューポートの市長も務めたチャーティスト運動の全国的指導者であったジョン・フロストを先頭に、南ウェールズの各地から集まった4,000人から6,000人と推定される炭坑夫と製鉄労働者が隊列を組んでニューポートに入り、4日午前9時10分頃200人から300人の攻撃隊が武器をもってウェストゲイト・ホテルを襲い、建物の中での兵士と労働者の激しい戦いを伴ったこの攻撃は、攻撃側では死者約22人と傷を負ったもの少なくとも50人以上の犠牲者をだして、約15分、ないしは約25分で終わった。この反乱がイングランドでの反乱の企てと何らかの関係をもっていたことは疑いなく、また、これがかなり綿密に計画された反乱であったことは確かである⁸⁷。そして、この反乱が、たとえ多くのチャーティストの指導者が武器の行使による目的達成を意図してはいなかったにしても、彼らの多くが暴力的言辞を弄し、「出来るならば平和的に、必要なら力づくで」というスローガンの下で、どの程度かは判然としないにしても、実際に武装と軍事的訓練を伴って展開された運動のひとつの帰結であることは間違いない。しかし同時に、この反乱が目的達成のうえでは惨めな失敗に終わったことと、1840年1月にシェフィールドでも慌ただしく反乱の計画が立てられ、それが失敗に終わったことや、その直後にブラッドフォードでもチャーティスト達の一団が町の中心部の様々な戦略的地点を奪おうと試みて、それがまろくも失敗したことなど⁸⁸は、暴力的言辞に引きつけられて運動に加わったものも含めて大方の運動参加者が反乱に立ち上がる考えをほとんどもっていなかったことを示している。

ニューポート反乱後直ちに125人が逮捕され、そのうち21人が大逆罪に処せられ、反乱から二ヶ月後にウィリアムズ、ジョウンズ、そしてフロストは死刑の判決を受け、程無くそれはオーストラリアへの終身流刑に減刑された。そして1839年10月にはロンドンと国全体で、逮捕されたチャーティスト達のために資金が集められ、「ノーザン・スター」は1週間の利益を寄付し、1840年2月には、ロンドンやイングランドとスコットランドのほとんどすべての大都市で大衆集会が開かれ、そして投獄されたチャーティスト達を救済する活動が、「ノーザン・スター」、一連の代議員集会、そしてナショナル・コンヴェンションによって調整された⁸⁹。しかし、こうした活動はニューポート反乱の犠牲者に限られたことではなかった。すでに1839年の夏には、「ジェネラル・コンヴェンション」は資金集配センターとしての「国民弁護基金委員会」National Defence Fund Committee を設立し、「ノーザン・スター」は、1840年の半頃までに総計400ポンド以上の資金を様々な弁護基金に寄付し、そして逮捕されたチャーティストの数が増えるにしたがって、地方弁護基金の数も増え、実際に、逮捕されたチャーティスト

達が最も援助を受けたのは地方レベルにおいてであった。しかるに、1840年になると活動の重点は弁護から投獄されたチャーティスト達と彼らの家族の扶養に移っていき、その際にも援助の最もしっかりした源泉は地方にあった。また、政府に請願することによってチャーティストの在監者を助ける活動がなされ、その最も良く知られた例は、ニューポート反乱の指導者にたいする死刑判決に反対するものであったが、1841年5月にはロンドンで「労働諸階級の犠牲者救済・憲章コンヴェンション」Victim Restoration and Charter Convention of the Industrious Classesが開かれ、その代議員は、1839年の「国民請願」の署名数よりも多い1,300,000以上の署名の請願を庶民院に提出した。こうして、投獄されたチャーティスト達を助ける活動は、チャーティスト達に彼らの活動の場を提供し、1838年と1839年に現れた義憤のレベルを維持するのを助け、そしてチャーティズムを国民的問題として生かし続けた。したがって、チャーティストの在監者を支援する運動は、1840年と1841年におけるブリテンのチャーティストの活動の最も重要な局面となった⁹⁰。そして、この時期になって、ロンドンでもチャーティスト達の活動が大衆の広がりをもつようになったのである。したがって、1840年の「春はチャーティズムの完全な潰走を見た」という解釈⁹¹は必ずしも的を射てるとはいえないであろう。

3 労働者階級の全国的運動

初期チャーティスト運動を担ったのはどのような人びとであったのか。1839年の「ジェネラル・コンヴェンション」に選出された代議員の職業は以下のごとくである⁹²。靴工(4、括弧内の数字は人数を表す)、ピア・ハウス店主(1、バッシィ)、ジャーナリスト(4、うち1名は元船員。またうち2名はハーニーとウィリアム・カーペンターWilliam Carpenter)、不熟練労働者(1)、出版者(2、クリーヴとヘザリントン)、弁護士・ジャーナリスト(2、うち1名はオブライエン)、弁護士(3)、工具工(1)、反物商・新聞社主(1)、新聞販売業者(1)、織機部品製造工(1)、外科医(3、フレッチャー、マクドゥアル、そしてテイラー)、反物商(2、フロストとピトケスリ)、金属加工工(1)、理髪師(1)、ボタン製造業者(1)、労働者(1)、植字工(1)、ミドル・クラス(2)、スレート工(1)、小農業経営者(1、以前は農業労働者)、家具工(1)、仕立工(2)、織布工(1)、穀物商・茶農園主(1)、鉛管工・ガラス工(1)、帽子工(1)、茶商(2)、木彫り工(1)、商人・金属加工業者(2)、地主・弁護士・新聞社主(1、オコナー)、木材加工業者(1)、小売り商人・親方建具工(1、リチャードソン)、印刷業者・ジャーナリスト(2、うち1名は以前毛織工、またうち1名はヴィンセント)、タバコ店(1)、ランプ製造業者(1)、ジェントルマン・医者(1)、帽子工・小売り商人(1)、教師(1)、ユニテリアン派牧師(1)、国教会牧師(1)、本屋・ジャーナリスト(1)。一見してミドル・クラスに属する者のほうが労働者よりも多いが、これは、当時、仕事を離れてこのような所に出て、後でまた仕事に戻ることは極めて困難であったからである。したがって、これから初期チャーティスト運動に参加した労働者の職種を十分に知ることは出来ない。また、労働者でない上記の名前の人びとは、すでに見たように、初期チャーティスト運動における最も重要な指導者であった。それゆえ、これをもって初期チャーティスト運動が純粋に労働者の運動ではないとするのは、少々早計であろう。

言うまでもないことであるが、「ジェネラル・コンヴェンション」の代議員はチャーティスト運動の指導者であった。チャーティストの大量逮捕がなされたことはすでにふれたが、逮捕・投獄された人びとの中には多くの地方レベルのチャーティスト指導者が含まれており、これによって、運動に参加した大衆の職業をある程度は知ることが出来よう。1840年から1841年にかけて内務省の検査官のインタビューを受けたチャーティストの在監者の職業は、次のごとくである⁹³。農業労働者(1)、弁護士(2)、ピア・ハウス店主(4)、本屋・新聞販売店(3)、ボタン製造工(1)、家具工(1)、大工(1)、時計製造工(1)、衣服小売店主(1)、坑夫・鉱夫(9)、綿紡績工(9)、刃物師・ナイフ柄付け工(5)、酪農家(1)、

チャーティスト運動 1838～1841年

非国教派牧師(2)、工場徒弟(1)、工場の職長(1)、庭師(1)、銃製造工(2)、帽子工(1)、ジャーナリスト・出版者(2)、不熟練労働者(2)、活版印刷工(1)、機械製造工(1)、軍人(5)、航行者(1)、酒場の主人(1)、蒸留酒製造業者(1)、小売り帽子工(1)、回転機械操作係(1)、教師(1)、召使(3)、船大工(1)、靴工(6)、銀細工工(1)、金属細工工(1)、コルセット制作者(1)、茶商(1)、織布工(2、力織機織布工?)、力織機織布工(1)、手織りばた織布工(4)、手織りばた綿織布工(1)、手織りばた絹織布工(1)、手織りばた梳毛織布工(1)、銀めっき職人(1)、羊毛すき工(1)。以上の職業一覧は、在監者96人中、64人が労働者、もしくはそれに近い者であり、彼らの中で坑夫・鉱夫、綿紡績工、手織りばた織布工、刃物師・ナイフ柄付け工、そして靴工が多いが、それら以外にも様々な職種の労働者がいることを示している。しかし、この一覧は、内務省の検査官が恣意的に選んだチャーティストの在監者の職業を表している可能性がある。

次に示すのは、1839年から1840年にかけて逮捕されたチャーティストの職業である⁹⁴。弁護士(2)、パン屋(2)、理髪師(1)、籠製造工(1)、ビール販売人(2)、鍛冶屋・金属細工工(4)、簿記係(1)、本屋・出版者(5)、レンガ職人(3)、ブラシ製造工(1)、肉屋(1)、家具工(6)、大工(1)、キャラコ捺染工(1)、運搬人(1)、荷馬車屋(1)、木靴工(1)、洋服屋(1)、椅子製作工(1)、鎖製作工(1)、坑夫・鉱夫(35)、菓子屋(1)、綿梳毛工(4)、綿撚り工(1)、綿継糸工(9)、綿紡績工(32)、治安官(1)、牛飼(1)、刃物師(7)、穴掘人(1)、型工(1)、非国教派牧師(4)、反物商(2)、薬屋(2)、染色工(2)、編集者(2)、機械工(3)、掛け枠メリヤス工(18)、庭師(4)、ガラス切り職人(1)、ガラス製造工(1)、研ぎ師(1)、銃製造業者(1)、帽子工(1)、麻紡績工(1)、鉄食器製造工(1)、金物屋(1)、鉄旋盤工(1)、宝石細工人(1)、建具工(3)、石炭運送船乗組員(1)、不熟練労働者(42)、レース編み工(3)、機械修理工(2)、商人(1)、鉱山支配人(1)、搾乳者(1)、鋳型工(2)、釘製造者(3)、職長(1)、塗装工(2)、鉛筆製造人(1)、配管工(1)、運搬人(1)、活版職工(6)、酒場の主人(1)、通信員(1)、回転機械操作係(1)、船員(1)、教師(2)、木びき人(2)、絹織布工(4)、選別人(1)、船大工(1)、靴工(31)、小売り商人(1)、始紡工(2)、蒸留酒製造業者(1)、コルセット制作者(1)、石工(4)、やすで魚をとる人(2)、解体工(2)、外科医(2)、仕立工(9)、タバコ小売商(1)、食料品供給者(3)、倉庫係(1)、時計製造工(3)、夜番(2)、織布工(69)、銀めっき職人(2)、羊毛すき工(10)、梳毛織布工(1)、ヨーマン(1)、不明(58)、婦人・坑夫の妻(1)・既婚婦人(1)・召使(1)・独身婦人(2)・寡婦(2)。以上の職業一覧では、476人中、労働者、あるいはそれに近い者が371人で、おそらく不明者の多くも労働者、あるいはそれに近い者であると考えられるので、逮捕者の大方が労働者やそれに近い者であるといえよう。内務省の検査官がインタビューしたチャーティストの職業一覧と大きく違っているのは、逮捕者の一覧では掛け枠メリヤス工と不熟練労働者が多いことと、職種がさらに多数になっていることである。1839年から1840年にかけて逮捕されたチャーティストの職業の地理的分布を簡単に見てみると、次のようになる⁹⁵。ノッティンガムシアでは22名中18人が掛け枠メリヤス工で、マンチェスターでは21名中最も多いのは織布工の5人で、ここではある職種が目立って多いというわけではない。ボルトンでは32名中一番多いのは不熟練労働者の11人で、ついで糸継工の5人、織布工の3人、紡績工の2人で、残りは10の職種に分布しており、ブラッドフォードでは11名中8人が羊毛すき工で、シェフィールドでは23名中8人が刃物師で、残りは11の職業に分布しており、ウェールズのモントゴメリーシアでは48名中23人が織布工、10人が紡績工で、そして同じくウェールズのモンマスシアでは52名中28人が坑夫・鉱夫であった。したがって、初期チャーティスト運動は、不熟練労働者から様々のアーティザンに至るまで幅広く各種の労働者を組織した運動であったのである。

以上のことをふまえ、すでに見てきたことも考慮に入れると、初期チャーティスト運動が強力に展開されたのはウェスト・ライディング、ランカシアとチェシア、そしてノッティンガムやレスターシアなどの繊維工業地帯と、南ウェールズや北東イングランドの炭鉱業と鉄工業地帯であったが、その

運動は極めて様々な労働者を含んで、全国的に展開されたといえよう。こうした運動が可能になったのは、いうまでもなく全国的・地方的チャーティストの指導者に負うところが大きであったが、同時に彼らの指導が効力を発揮しえたのは一般チャーティスト達の地域における日常的な活動の展開があったからである。その際、まず注目すべきは、彼らの多くが特にナポレオン戦争後の急進主義運動と生き生きと結びついていたことであった。マンチェスターとサルフォードにおけるチャーティスト運動の数多くの熱心な活動家の中には、過去の急進主義運動で活躍した人びとがおり、そうでない活動家の脳裏にも常に過去の急進主義運動における著名な人びとが宿っており、彼らにとっては、遠くない過去における出来事で1819年の夏の「ピータールーの虐殺」ほど重要な事件はなかった。こうしたことは、急進主義者の子供たちの多くが幼少の頃から急進主義について語り継がれていたが故のことである。その点で急進主義者の家族は大きな役割を果たしてきており、この家族の役割は、チャーティスト達の両親が自分達の子供にチャーティスト運動における著名な指導者の名前を付けたことから伺い知れるように、チャーティスト運動にも引き継がれた⁹⁶。このことは、もちろんマンチェスターとサルフォードに限られたことではなかった。多くの著名な指導者の名前がチャーティスト達の子供たちに付けられたが、最も人気のある名前は、当然のことながらファーガスとオコナーで、ランカシアとウェスト・ライディングの非アイルランド家族のあいだでは今世紀に至るまで生きていた⁹⁷。また、チャーティスト運動に引きつけられたより多くの人びとが、1830年代における諸運動で政治的訓練を受けた人びとであったということはいうまでもなからう。そしてマンチェスターとサルフォードでは、以上のような人びとを中心として親族、隣人、友人、そして仕事仲間によって強力なコミュニティが形成されたが、それは、すでにチャーティズム運動以前に形成されていたコミュニティを受け継ぎ発展させたものであった⁹⁸。ノッティンガムでも労働者の強力なコミュニティが形成されていた⁹⁹が、ここでのコミュニティは、ある特定の職業が支配的ではなく、様々な職業が同等に存在していたマンチェスターとは違って、掛け枠メリヤス工と機械レース工を基礎にして形成されていたので、マンチェスターのそれよりもより強かったといえよう。同じことは、ウェスト・ライディング、ランカシア、チェシア、レスターシアなどの繊維産業地帯や、南ウェールズと北東イングランドの炭鉱業と鉄工業地帯におけるひとつか二つの主要産業からなるコミュニティ¹⁰⁰についてもいえる。もちろん、他の製造業地帯でも労働者のコミュニティが形成されていたことは容易に推測されよう。

コミュニティにおける活動は炉辺での議論、仕事場での座談、街角での演説、酒場での討論、賃借したホール、少数ではあるがチャーティスト組織の建物での親睦会、夜会、茶会、コンサート、アマチュア演劇、講演会、そして舞踏会あって、これらの活動は運動や在監者支援のための資金集めにとって重要な役割を果たすと同時に、安い費用で娯楽を提供し、かつ教育的機能も有していた¹⁰¹。この教育に関しては、多くのチャーティストは「知識は力なり」という信念をもち、彼らの家庭で子供たちに「純粋にプロレタリア的」教育がなされ、日曜学校が設立され、成人のために図書室や読書室、成人学校が設けられた¹⁰²。なお多くのチャーティストの指導者は独学者であって、ラヴェットやトマス・クーパーの自叙伝は、かれらがはいかに忍耐強く独学したかを生き生きと描いている¹⁰³。そしてだいたいのところ、チャーティスト達は既成の大部分の宗派や分派に属していたようで、彼らは、しばしば礼拝堂、特にメソジストや原始バプティストのそれらを集会、日曜学校、禁酒会、チャーティストの歌の唱歌、チャーティストの新聞の読書などのために使用し、まれではあるが独自の礼拝堂を建立した¹⁰⁴。またコミュニティでは相互扶助の意識が強く、それは小商い、行商人、そして露天商やチャーティスト運動に専従した活動家と同時に、協同組合店、パブ、新聞販売業者のネットワークから成る「非公式経済」と、困難に直面した人びと特に政治的犠牲者と彼らの家族にたいする集团的支援に最もよく反映されており、マンチェスターとサルフォードでは1839年の冬には、協同組合の結成にのりだし、また友愛協会の会員になるチャーティストも多かった¹⁰⁵。この点を少し敷衍しておく、以下のよう

になる。コミュニティで作られ、「チャーティスト」と名付けられた朝食用粉、衣服、各種飲料、糊、ステッカー、「三色スカーフ」などが売られ、利益の何割りかが運動に寄付され、またそうした物を扱う小売店には、チャーティストの犠牲者や彼らの家族を支援するために募金箱がおかれたが、こうした活動は、協同組合、急進的な新聞販売店や本屋、チャーティズム運動を支持する印刷業者、コーヒー・ショップ、パブ、理髪師、タバコ販売店や他の商売とともに、チャーティスト達の「非公式経済」を形成した。また地方レベルでは、チャーティストの製品を売って生活する人びととチャーティストの出版者、編集者、ジャーナリスト、講演者として生活している人びととを截然と区別することは出来なかった。というのは彼らの多くは、両方の営みの結合によって生き延びていたからである。こうした活動が「取引先限定運動」(彼らの政治的考えにしたがって小売店をボイコットしたり、ひいきにしたりすること)と密接に関連していたことはいうまでもない。そしてコミュニティを中心とする以上の営みが、労働者出身の指導者を多く生み出したのである¹⁰⁶。

チャーティスト運動は、以上のように、労働者のコミュニティを基礎にして展開されたのであるが、そのコミュニティの基本単位は家庭であって、そこでチャーティスト運動にとって重要な役割を果たしたのは婦人であった。家庭において子供たちに急進的教育をしたのは基本的に婦人であって、チャーティスト達は、チャーティスト運動の成功を勝ち取るうえで婦人が枢要な役割を果たすのは教育者としてであると信じており、また、そのほとんどがチャーティストの在監者の家族を救済するために設立された極めて多くのかかり良く維持されたチャーティストの基金は、婦人の儉約能力に負うところ大であった。しかし、チャーティスト運動で婦人が果たした役割はそれにとどまるものではなかった。チャーティスト運動に多くの人びとを引きつけるうえで大きな役割を果たした無数の茶会、晩餐会、夜会、舞踏会、ピクニックなどは、婦人の努力なしにはあり得なかった。また、婦人はあらゆるチャーティストの集会に参加し、そして「国民請願」に署名すると同時に、その署名やチャーティスト基金への寄付を集めるうえでも少なからず大きな役割を果たし、かつ、家族のための主要な消費者として、率先して「取引先限定運動」を展開した。のみならず婦人は「婦人チャーティスト協会」Female Chartist Association (FCA)を組織し、上記のような活動を支えると同時に、FCAによって講師を招いての講演会を開き、自分たちの政治的信念を流布させるために「呼び掛け」を発行した。そして、これらの「呼び掛け」は、FCAが互いにコミュニケートし、影響を与えあう手段となり、こうして婦人の集団としてのアイデンティティを形成する役割も果たした¹⁰⁷。実にFCAはイングランドで150以上、スコットランドで少なくとも23も組織された¹⁰⁸。しかし、たとえラヴェットが起草した「人民憲章」の原案では女性の選挙権が認められていることから分かるように、女性の選挙権を主張するチャーティストもいた¹⁰⁹にしても、自然権に基づく女性の選挙権を支持するチャーティスト達は少数でしかなく、また、チャーティスト運動に加わった婦人の中でも、女性の選挙権を主張するものは少なかった¹¹⁰。ほとんどの例外なく、チャーティスト達は男女平等の原理に基づいて男子とともに婦人を組織しようとはせず、婦人の主要な仕事は男子に助力を与えることと考えられたので、婦人はチャーティスト運動では補助的で従属的な立場に立たされた¹¹¹。しかし、チャーティスト達は、家庭と仕事を、公衆的政治運動と家族のプライバシーとを厳密に区別するかわりに、家族の生活を攻撃から守り、運動を発展させるために家族に頼って、家族の生活を政治化し、また、チャーティストの婦人は、家庭で子供たちを養育することだけでなく、そのために働き、彼らの生活をより良くするために結束して母親の諸責任を明確にし、よって家庭外での彼女たちの諸活動を正当化して、「戦闘的家庭生活」を発展させた¹¹²。したがって、チャーティストの婦人の諸活動は家庭生活に関するミドル・クラスの考えとも、婦人の役割に関する男子チャーティスト達の考えとも違っていたのである¹¹³。

ところで、1839年5月始めに政府が公衆集会を禁止すると、チャーティスト達が私的に集まり、10名から20名の人びとによって構成され、一人の指導者をもつ政治的クラス classを組織し始めた。

「オルダム市政治協会大北部同盟」Great Northern Union of the Borough of Oldham Political Associationの規約では、オルダムを地区に分割し、それぞれの地区をまた、メンバーの氏名を名簿に記載し、「同盟」の諸活動をより容易に行うに適したクラスに分割し、クラスの指導者達は、会費と寄付金を集め、それらを「同盟」の会計係に手渡す委員会を構成することとされた。シェフィールドでも100以上のクラスが形成され、クラスごとに集会を開くことが決定され、サウス・シールズの「政治同盟」Political Unionの規約によれば、1人の指導者をもつ10人からなるクラスを結成し、5つのクラス、あるいは50人が執行者の管理の下におかれるセクションを構成し、各々のクラスの指導者は彼のクラスのメンバーから1週1ペニーの会費を集め、それを「同盟」の評議会に渡し、執行者が指示する時と場所に彼のクラスを招集することとされている。そして1839年末までに、こうしたクラスはボルトン、マンチェスター、ブラッドフォード、バーンズリー、バーミンガム、ハッダースフィールド、サウス・シールズ、シェフィールド、そしてレスターシア、ダービーシア、ノッティンガムシア、スタッフォードシアの様々な所で結成され、「全国憲章協会」National Charter Associationが結成された1840年7月のマンチェスター集会で、このクラスの結成は公認された¹¹⁴。このように、チャーティストの「同盟」や「協会」などがきめ細かにチャーティスト達を組織しえたのは、強力な労働者のコミュニティが存在していたからにはほかならないといえよう。

ところで、1982年ガレス・ステッドマン・ジョーンズは、従来のチャーティズムに関する「様々な解釈」では、「大衆の不満が表明された特定の政治的、イデオロギー的表現形式」が全般的に無視され、その結果、「階級意識に関する一連のマルクス主義、あるいは社会学的諸概念を使って階級に関するチャーティストの言語を無視する傾向」があったとして、チャーティズムを全面的に再考する論考を発表した。その際、彼は次のような言語規定に基づく言語論的アプローチを採用した。すなわち、「言語は、社会的存在によって意識が決定されるといういかなる単純な概念も粉碎する。なぜなら、それ自体が社会的存在であるからである。それゆえ、我々は、利害関係の根本的な実態の表現に到達しようとして政治的言語を解釈することは出来ない。というのは、第一に利害関係を了解し、規定するのは政治言語の言説的構造だからである。したがって、我々がなさねばならないことは、言語自体の内部における利害関係、帰属意識、苦情、そして熱望の提示を研究することである。」つまり、「チャーティスト達が言ったり、書いたりしたことの研究に、なにものも指示しないという言語概念を使うこと」、言い換えれば、「言葉に経験が多少なりとも表明されるものとしてチャーティストの言語を扱わ」ないことが重要なのである。ジョーンズは、「特に私は、言語を通じてのその表現の外部にあり、そして必ず・・・その表現に先行するあるものとして、「社会的なもの」が一般に扱われることに、次第に批判的になった。「『階級』という用語は言語に埋めこまれた言葉であり、かくして、それは言語の脈絡において分析されなければならない」、と言っている。そして、ジョーンズは、「チャーティストの指導者が言ったり、書いたりしたこと」を分析して、チャーティストのイデオロギーを導き出しているが、それは、基本的には、「最初に1770年代に首尾一貫したプログラムとして現れ、1790年代から始めて民衆の政治的目標達成の手段となった」ところの、民衆の不幸の原因を民衆を代表していない国家に求め、したがって、その解決を、民衆を代表するように国家を改革することに求める「急進主義」であり、それゆえ、チャーティスト運動は優れて政治運動であったという。確かに1830年代末には、工場所有者は専制者と見なされ、抑圧する側に、国家の寄生者、土地貴族、金融貴族と共に資本家も加えられ、「急進主義」は、「1830年代と1840年代に事実上ますます労働諸階級の排他的財産になった」が、基本的区分はあくまでも国家に代表される者とされない者であるがゆえに、「急進主義」では、「政治的代表と権力の独占者」に対立するのは「いかなる特定のグループ」ではなく、「民衆」、ないしは「国民」なのである。また、「急進主義」には、民衆の不幸の原因は生産の場における搾取にあり、したがってその解決は搾取者を収奪することによってなされるという認識は微塵もなく、それゆえ、チャー

ティスト運動はそういう認識をもつ階級意識に支えられた運動ではない。したがって、それは労働者階級の運動であるとはいえないという¹¹⁵。

以上がジョーンズの主張であるが、まず、そのうち言語論的アプローチにたいする批判が展開された¹¹⁶が、ここでは、実体を反映しない言語の脈絡で階級が分析されなければならないとすれば、結局のところ、歴史学は実体を明らかにするものではなく、極言すれば、架空の物語を書くことであるということになってしまうであろうということを指摘するにとどめ、ジョーンズが分析した内容にたいする批判を少し詳しく見ておくことにする。ネヴィル・カークは、オブライエン、オコナー、アーネスト・ジョーンズ Ernest Jones (初期チャーティスト運動には登場してこない)、ジェイムズ・リーチ James Leach (マンチェスターの指導者)、リチャード・ピリング Richard Pilling (南ランシニアの指導者)、そして、とりわけマクドゥアルをとりあげて、彼らは次のように主張しているという。すなわち、工場生産がなされているところでは、労働者は「資本家のところに行き、私の労働を買ってくれ」と言い、彼はそれを売り、自らを資本家の諸規則と工場に結び付け、それを逃れて他の工場に行っても、そうならざるをえず、こうして労働者は「賃金奴隷」になり、そして、繊維工場生産と資本家への生産手段の集中が手織り織布工と家内生産とを破滅させ、また、工場生産は「少数者のために富を蓄積する資本家の目的に役立ち・・・苦難に喘ぐ何千もの人びとを犠牲にして一人の人間を富ませる」(クドゥアル)、と。さらにカークは、ダヴィッド・グッドウェイとクライヴ・ビーハグの研究¹¹⁷に依拠して、ワークショップでも資本家にたいする労働者の敵対が強くなっていることを強調している。そして、彼は、チャーティスト達は、マルクスが言うところの剰余価値を生み出すという意味での生産における搾取と同じでないが、資本家による労働の搾取を認識していたと言い、ジョーンズが、マルクスのいう搾取と搾取者の収奪を認識している階級意識がなければ、労働者階級は存在しないと言っているのは誤りであると主張している¹¹⁸。カークの言うチャーティスト達によって認識されている搾取はあまり判然としないが、マルクスによる労働者階級の規定でその形成を云々するのは誤りであることは確かであり、チャーティスト達の多くが、労働者と資本家の利害対立を認識していたことも、すでに見たようにLWMAもそうした認識をもっていたことからして、間違いあるまい。しかし、すでに見たように、ジョーンズもこの後者の点は認めている。ただ、彼はそのことを、チャーティスト達が言い、書いたことを分析して明らかにしはしておらず、彼がその対立を軽視していたことは確かである。だが、マクドゥアルが、「それぞれの職業に従事している人びとは、政治権力をもつまでは決して保護されることはあり得ない。なぜなら、雇主はまず賃金を引き下げる意思をもち、次いでそれを強行する権力をもつからである」と言っている¹¹⁹ことに注目しておかねばなるまい。チャーティスト達は「急進主義」の枠内で新たな観点を打ち出したといえよう。

ところで、ドロシー・トムソンは、ジョーンズにたいし、彼がとりあげている印刷された資料の量は、「許すことが出来ないほど不十分であり、かつ選択的であり」、「普選、人間の諸権利、市民の平等の諸概念は・・・労働者階級、あるいは労働諸階級のみによって保持され」たがゆえに、チャーティズム「の言語は、すべてのレベルで階級言語であった」、と批判している¹²⁰が、彼女はまた、もっと新しい論考で、ジョーンズの階級把握を批判しながらも、チャーティスト運動は「スッテッドマン・ジョーンズが指摘していたように、基本的には労働者にたいする抑圧を生産過程で始まるとは見なさなかった政治運動であった」、と言っている¹²¹。ドロシー・トムソンによれば、チャーティスト運動は、「現存の諸制度を労働者階級が支配するだろう新しい諸制度で置き換えることを要求しなかった」という意味で、「革命運動」ではなく、それは、「社会のすべてのメンバーを政治過程に」「参加させ」、庶民院に労働者階級の代表を送り込み、それを、労働組合、協同組合、教育組織など「労働者の議会外の諸制度を守ることになるだろう法制定機関」にすることを目的とした運動であり、そして、それが「以前の急進主義運動と異なっていたのは綱領よりも、その規模においてであった」¹²²。ところでドロシー

・トムスンは、ジョーンズ批判の先の論考で、政治概念の分析では、急進主義新聞の「指導的な論説」だけでなく、「言語であれ、非言語であれ、他の表明手段と他のコミュニケーション形式」もおも参照しなければならないことを強調して、次のように言っている。「例えば夕食会や資金集め公演に出席したチャーティスト達がロバート・エメット Robert Emmet (アイルランドの民族主義者で、暴動を謀ったということで絞首刑となった)の思い出に乾杯し、岸壁から彼の演説を復誦したとき、彼らは、ほとんどの生存している人びとの記憶にある、反逆罪で政府によって絞首刑にされ、追放された人びとにたいする賞賛を表していた。自由の帽子と三色旗は初期フランス革命にたいする支持を表し、チャーティストの集会では決まって見られた。ファーガス・オコナーがファスチャンのスーツを着て、「全国憲章協会」の執行委員会の選挙に彼の名前を提示したとき、彼は、ハントやコベットの演説における政治的主張をはるかに越えた平等と民主的統制を支持する意思表示をしていたのである。」この非言語の表明手段とコミュニケーション形式を、ポール・ピカリングは、ステッドマン・ジョーンズにたいする批判として、オコナーを中心に据えてわりと詳しく分析している¹²³。ここで、トムスンが言及していないが、ピカリングが強調しているのは、演説者の姿勢、ジェスチャー、声の調子やアクセントで、それらは、演説を聞き取れない人びとのほうが圧倒的に多い大集会では極めて重要な意味をもっていたという。

ジェイムズ・エプスタインは、ジョーンズのチャーティズム解釈に関して次のような批判を展開している。その解釈では「シンボリックな行動と戦いを通じて伝えられる意味」が全く欠落しているが、「チャーティズムの公的言語は優れて大衆演説集会 mass platformの言語であり」、「チャーティズムの公的言語でさえ、ステッドマン・ジョーンズがいうほど首尾一貫したものでなく」、「もっと重要なことは、ジョーンズが公的政治言説の用語の本質的に変りやすい性質を認識していないことで」、例えば、「民衆the peopleという用語は「チャーティストの言説の内部においては一連の意味をもち、もっと重要なことは、それらの意味が他の社会的諸グループによって与えられた意味に対立して形成されたということである。」また、ジョーンズのいうところの「急進主義」はミドル・クラスを包摂するが、「チャーティスト達はミドル・クラスの様々なグループの諸利害を注意深く識別し」、彼らは、「ミドル・クラスの同盟者が急進的な運動に加わるのは労働者階級の諸条件においてであるということ」を断固として主張した。チャーティスト運動は、「組織された労働者階級の運動の独立した力」を示したのである¹²⁴。しかし、エプスタインはジョーンズのチャーティズム解釈を全面的に拒否はしない。曰く、「トムスンによるチャーティズムの階級的性格の強調は、ジョーンズによるチャーティストの言語の分析と必ずしも矛盾しない。」「トムスンとステッドマン・ジョーンズの研究は、チャーティズムの階級的性格の問題を定式し直すよう我々を促す。その問題は、チャーティズムが階級的運動であったかどうかということではなく、むしろ、それはどんな種類の階級運動であったかということである¹²⁵。」エプスタインのチャーティスト運動に関する研究のスタンスは、基本的にはドロシー・トムスのそれと同じであると思われる。

ジョン・ベルチェムは、ステッドマン・ジョーンズは「19世紀前半の急進主義の階級的性格と階級意識を不当に見縊っている」として、急進主義は、フランスとの長い戦争と、「労働者を政治化し、1790年代のジャコバン達が成し遂げることでできなかった急進主義の大衆的打破を促した苛酷な経済的諸現実」の下で、「その労働者階級のアイデンティティを獲得した」と主張し、その獲得のうえで「コンスティテューショナルな大衆演説集会」が果たした役割を重視している。すなわち、それは、「儀式的行事、シンボル、そして図像を備えたすべての家族のための偉大な労働者階級のカーニヴァル、戦争後からチャーティスト運動に引き継がれた誇りに値する遺産であり」、そこで急進主義社は、「支配的価値体系に関する民衆の解釈でもってエスタブリッシュメントと対決して、支配階級のまさしく言語と戦い」、したがって、「ポピュリスト的な政治的演説集会のレトリックは馬鹿げたもの、あるいは改

チャーティスト運動 1838～1841年

良主義的なものとして放逐されるべきではない。」そして、ベルチェムは、ナポレオン戦争後からチャーティスト運動に引き継がれた急進主義では、「国債所有者、冗職にある人びと、恩給受給者、そして他の税金貪食者」に「綿貴族、工場貴族、そして他の資本家、すなわち資産のある支配諸階級によって占有された政治的・法的権力の独占に由来する特権的・専制的立場にある寄生的ミドル・クラスの人びと」が付け加えられたという¹²⁶。このベルチェムの理解はトムスンとエプスタインのそれと同じであるといえよう。

以上が、1841年までのチャーティスト運動に関わるステッドマン・ジョーンズの「急進主義」にたいする批判的検討であるが、すでに見たように、LWMAはベルチェムのいうところの急進主義を主張していたのである。そして、それらの批判的検討とここで分析してきた1841年までのチャーティスト運動をふまえてみると、それは、基本的にはステッドマン・ジョーンズが規定した急進主義を修正したそれをイデオロギーとし、いうなれば議会制民主主義の実現を求めた過激な労働者階級の全国的な政治運動であったといえるであろう。

注

1. R. C. Gammage, *History of the Chartist Movement 1837 ~ 1854* (London, 1854; Rep., Kent, 1976) 2.
2. Mark Hovell, *The Chartist Movement*, edited and completed, with a memoir, by T. F. Tout (Manchester, 1918).
3. James Epstein, *The Lion of Freedom: Feargus O'Connor and the Chartist Movement, 1832~1842* (London, 1982); Dorothy Thompson, *The Chartists: Popular Politics in the Industrial Revolution* (London, 1984) (古賀秀男・岡本充弘訳、『チャーティスト:産業革命期の民衆政治運動』、日本評論社、1988年)、etc..
なおチャーティズムの研究史に関しては次のものを参照のこと。古賀秀男『チャーティスト運動研究の最近の動向』『史学雑誌』80編6号、1971年、同著者『チャーティスト運動の研究』ミネルヴァ書房、1975年、「序論」、そして前掲訳書とG. D. H. コール著、古賀秀男・岡本充弘・増島宏訳『チャーティストたちの肖像』法政大学出版局、1994年の「訳者あとがき」。
4. わが国における1842年までのチャーティスト運動に関する研究は、前掲『チャーティスト運動の研究』第1、2章を参照のこと。
5. *Address and Rules of the Working Men's Association, for benefiting Politically, Socially and Morally, the Useful Classes* in Dorothy Thompson (ed.), *Chartism: Working-Class Politics in the Industrial Revolution: A twenty-two volume facsimile series reproducing contemporary documents of the Chartist movement in Britain, 1838-1848* (New York, 1986) ((以下 D. Thompson (ed.), *Chartism* と略記))、9 *Working Men's Association, THE First Convention AND, THE National Association*; George Howell, *A History of the Working Men's Association from 1836 to 1850* (London, 1900, Edition with an Introduction by D. J. Rose, New castle upon Tyne, 1970), pp. 35-45.
6. I. J. Prothero, *Artisans and Politics in Early Nineteenth-Century London: John Gast and his Times* (Baton Rouge, 1979), p. 320; A few extracts from *The Rotten House of Commons* in William Lovett, *Life and Struggle of William Lovett* (London, 1876, Edition with a Preface by R. H. Tawney, London, 1967), pp. 82-84; *Petition* in *ibid.*, pp. 311-314.
7. *Ibid.*, pp. 91-97, 136-142.
8. *The People's Charter; being the Outline of an Act to provide for the Just Representation of the People of Great Britain in the Commons' House of Parliament* in D. Thompson (ed.), *Chartism*, 9.
9. A few extracts from *The Rotten House of Commons* and *Address of the LWMA to the General Public* in William Lovett, *op. cit.*, pp. 82-84, 137-141; *Petition*.
10. *Address to the Working Class on the Subject of Education* (1837) in William Lovett, *op. cit.*, pp. 112-121.

11. Mark Hovell, *op. cit.* pp. 67, 72.
12. *Ibid.*, p. 62 ; Dorothy Thompson, *op. cit.*, p. 32 (邦訳, 46 頁).
13. Joel Wiener, *William Lovett* (Manchester, 1989), p. 43.
14. Mark Hovell, *op. cit.*, pp. 102-103 ; Carlos Flick, *The Birmingham Political Union and the Movements for Reform in Britain 1830-1839* (Conneticut, 1978), pp. 110-124 ; Clive Behagg, *Politics and Production in the Early Nineteenth Century* (London, 1990), pp. 189-192 ; J. T. Ward, *Chartism* (London, 1973), p. 94. なお、アトウッドの通貨理論に関しては次のものを参照。David J. Moss, *Thomas Attwood : The Biography of a Radical* (Quebec, 1990), pp. 57-60, 64-70.
15. *National Petition* in William Lovett, *op. cit.*, pp. 331-334.
16. James Epstein, *op. cit.*, pp. 25-29, 33 ; A. J. Peacock, *Bradford Chartist 1838-1840* (York, 1969) p. 11.
17. James Epstein, *op. cit.*, pp. 30-31.
18. *Ibid.*, pp. 60-84 ; James Epstein, 'Feargus O'Connor and the Northern Star', *International Review of Social History*, Volume X X I, Part I (1976) ; Dorothy Thompson, *op. cit.* pp. 45-54 (邦訳, 67-80). 従来の研究者で、「ノーザン・スター」に関し正鵠を得た評価をしている者として、例えばA. R. スコウイエンがいるが、彼は次のようにのべている。「そのコラムでは、・・・孤立した諸事件はよりおおきな全体の一部としての重要性が与えられ、そして全国に分散していた労働者階級の急進主義者は、初めて自らを同じ考えをもつ人びとの偉大な運動の一部と見做すことができた。」(A. R. Schoyen, *The Chartist Challenge : A Portrait of George Julian Harney* (London, 1958), p. 34). また、チャーティスト運動を体験したG. J. ホリオークは、「『ノーザン・スター』において、彼(オコーナー)はすべてのライヴアルに意見を表明させ、彼自身のコラムで誰であつても彼に反対して言ったことに懸念を表明しないという偉大な強さを有していた」、と述べている (George Jacob Holyoake, *Sixty Years of an Ajitator's Life*, Volume 1 (London, 1892), pp. 106-107)。
19. Michael E. Rose, 'The Anti-Poor Law Movement in the North of England', *Nothern History* 1 (1966) ; Idem, 'The Anti-Poor Law Agitation' in J. T. Ward (ed.), *Popular Movements c.1830-1850* (London, 1970).
- 20, 21. James Epstein, *The Lion of Freedom*, pp. 94-95, 93.
22. Frank Peel, *The Risings of the Luddites, Chatists, and Plug-Drawers* (Third edition, Brighouse, 1895, Fourth edition with A New Intoroduction by E. P. Thompson, London, 1968), pp. 316-317.
23. Michael E. Rose, 'The Anti-Poor Law Agitation' in J. T. Ward (ed.), *op. cit.*, p. 90.
24. James Epstein, *op. cit.*, pp. 101-103, 133.
25. Donald Read and Eric Glasgow, *Feargus O'Connor : Irishman and Chartist* (London, 1961), p. 55
26. James Epstein, *op. cit.*, p. 102.
27. Dorothy Thompson, *op. cit.*, 32-33 (邦訳, 47頁).
28. Alexander Wilson, *The Chartist Movement in Scotland* (Manchester, 1970), pp. 34-35.
29. Leslie C. Wright, *Scottish Chartism* (Edinburgh, 1953), pp. 28-30.
30. W. Hamish Fraser, 'The Glasgow Cotton Spinners, 1837' in John Butt & J. T. Ward (eds), *Scottish Themes* (Edinburgh, 1976), p. 80 ; Alexander Wilson, *op. cit.*, pp. 36, 39. なお、Fraserの論文は、この事件を深く分析している。
31. James Epstein, *op. cit.*, p. 49-50.
32. Carlos Flick, *op. cit.*, pp. 129-134.
33. Alexander Wilson, *op. cit.*, pp. 50-51 ; Leslie C. Wright, *op. cit.*, pp. 43-35.
34. Carlos Flick, *op. cit.*, pp. 147-151.
35. Kenneth Judge, 'Early Chartist Organization and the Convention of 1839', *International Review of Social History*, Volume X X, Part 3 (1975), pp. 371-372 ; Carlos Flick, *op. cit.*, p. 151. 通常、「国民請願」が「人民憲章」のための請願であると理解されている。

36. Mark Hovell, *op.cit.*, p. 107.
37. ドロシー・トムソンは、「この運動は実際には1837年から全国的に始まったといってよい」、としており (Dorothy Thompson, *op.cit.*, p. 30)、エドワード・ロイルは、「イングランドにおける チャーティズム は1838年8月6日に始まったとすることができる」が、「しかし、そのキャンペーンは、すでに全国的なものになっていた」、と言っている (Edward Royle, *Chartism* (Essex, 1980, Third impression, 1989), p. 21)。
38. Richard Brown, *Chartism* (Cambridge, 1998), p. 51.
39. Mark Hovell, *op.cit.*, pp. 118-119; Ronald Read, 'chartism in Manchester' in Asa Briggs (ed.)
40. Thomas Milton Kemnitz and Fleurange Jacques, 'J.R. Stephens and the Chartist Movement' in *International Review of Social History*, Volume XX I, Part 12 (1974), *Chartist Studies* (London, 1959), pp. 43-44; Michael S. Edwards, *Purge This Realm A life of Joseph Rayner Stipheps* (London, 1994), p. 55; Donald Ead and Eric glasgow, *op.cit.*, p. 72.
41. John Scalt, *Chartism in South Yorkshire* (Sheffield 1967), p. 7; John L. Baxter, 'Early Chartism and Labour Class Struggle: South Yorkshire, in Sidney Pollard and Colin Holmes (ed.), *Essays in the Economic and Social History of South Yorkshire* (Sheffield, 1976), pp. 138-3942. A. J. Peacock, *op.cit.*, p. 18; J. T. Ward, *op.cit.*, p. 105.
43. *Ibid.*, p. 119; John Charlton, *The Chartists: The First National Workers' Movement* (London, 1997), p. 12.
44. Mark Hovell, *op.cit.*, p. 119; R. C. Gammage, *op.cit.*, pp. 94-95.
45. David Jones, *Chartism and the Chartis* (London, 1975), p. 65.
46. G. S. R. Kitson Clark, 'The Romantic Element-1830 to 1850' in J. H. Plumb (ed.), *Studies in Social History* 8 London, 1955).
47. R. C. Gammage, *op.cit.*, pp. 68, 79-80, 82; Kevin Moore, "This Wihg and Tory Ridden Town": Popular Politics in Liverpool in the Chartist Era 'in John Belchem (ed.), *Popular Politics, Riot and Labour: Essays in Liverpool History 1790-1914* (Liverpool, 1992), p. 39; George J. Barnsby, *Chartism in the Black Country* (Wolverhampton, 1965), p. 1; Dorothy Thompson (ed.), *The Chartists* (London, 1971), p. 184; Peter Searby, *Covenntry Politics in the Age of the Chartists 1836-1848* (Coventry, 1964), p. 13; F. C. Harrison, 'Chartism in Leicester' in A. Briggs (ed.), *op.cit.*, pp. 102-103; A. F. J. Brown, *Chartism in Essex and Suffolk* (Chelmsford and Ipswich, 1982), p. 39; John Cannon, *The Chartists in Bristol* (Bristol, 1964), p. 3.
48. Mark Hovell, *op.cit.*, pp. 75-76; J. T. Ward, *op.cit.*, p. 103.
49. R. C. Gammage, *op.cit.*, p. 81; Leslie C. Wright, *op.cit.*, pp. 47-48.
50. David Williams, *John Frost: A Study in Chartism* (Cardiff, 1939, New York, 1969), pp. 102, 105, 107, 109, 119, 122; David J. V. Jones, *The Last Rising: The Newport Insurrection of 1839* (Oxford, 1985), pp. 54-55, 59-60.
51. *Rules and Regurations of the General Convention of the Industrious Classes* in Dorothy Thompson (ed.), *Chartism*; Mark Hovell, *op.cit.*, p. 122; Dorothy Thompson, *op.cit.*, p. 63 (邦訳、94頁)。なお、このコンヴェンションの代議員に関する詳細な検討は次の論文でなされている。Thomas Milton Kemnitz, 'The Chart-ist Convention of 1839', *Albion*, X (1978)。
52. T. M. Parssinen, 'Association, convention and anti-parliament in British radical politics 1771-1848', *The English Historical Review*, Vol. LX X X VIII, No. 348 (1973), pp. 504-521; Iorwerth Prothero, 'William Benbow and the Concept of the "General Strike"', *Past and Present*, No. 63 (1974), pp. 135-138; Robert Lowery 'Speech at Carlisle, October 1838, in Brian Harrison and Patricia Hollis (eds.), *Robert Lowery: Radical and Chartist* (London, 1979), pp. 223-227; 古賀秀男『チャーティスト運動の構造』(ミネルヴァ書房 1994)、138-181頁。
53. 前掲書、185-186 頁。
54. James Epstein, *op.cit.*, pp. 138-139, 187.
55. James Epstein, *op.cit.*, p. 148; Mark Hovell, *op.cit.*, p. 124; R. C. Gammage, *op.cit.*, pp. 107-109; Dorothy Thompson, *op.cit.*, pp. 66, 68 (邦訳、98, 101頁)。

56. David Jones, *op.cit.*, pp. 155-156.
57. *Northern Star*, 9 April 1839 in F. C. Mather (ed.), *Chartism and Society : An Anthology of Documents* (London, 1980), pp. 63-67.
58. Thomas Milton Kemnitz, 'Approaches to the Chartist Movement : Feargus O'Connor and Chartist Strategy', *Albion*, V (1973).
59. James Epstein, *op.cit.*, pp. 116-131.
60. Dorothy Thompson, *op.cit.*, p. 68 (邦訳、102 頁).
61. Ray Challinor, 'Peter Murray McDouall and "Physical Force Chartism"', *International Socialism*, Second Series, 12 (1981), p. 56.
62. William Henry Maehl, Jr., 'The Dynamics of Violence in Chartism in Northeastern England', *Albion*, VII (1975) ; Robert Sykes, 'Physical-Force Chartism : The Cotton District and the Chartist Crisis', *International Review of Social History*, Vol. X X X, Part 2 (1985).
63. F. C. Mather, *Public Order in the Age of the Chartists* (Manchester, 1956), pp. 20-21.
64. I. J. Prothero, 'Chartism in London', *Past and Present*, No. 44 (1969), pp. 76-80 ; David Goodway, *London Chartism 1838-1848* (Cambridge, 1982), pp. 25-37. チャーティスト運動の起源を 急進的ミドル・クラスに求めて、プロサロやグッドウェイ、ドロシー・トムソンやジェイムズ・エプスタインと意見を異にしている D. J. ロウ Rowe も 1839 に関しては同じ見解を取っている ('The London Working Men's Association and "People's Charter"', *Past and Present*, No. 36 (1967) ; 'The Failure of London Chartism', *The Historical Journal*, X I, 3 (1968)). なお、LDA に関しては次の論文を参照のこと。Jennifer Bennett, 'London Democratic Association : A Study in London Radicalism' in James Epstein and Dorothy Thompson (eds.), *The Chartist Experience : Studies in Working-Class Radicalism and Culture, 1830-1860* (London, 1982).
65. Trygve R. Tholfsen, 'The Chartist Crisis in Birmingham', *International Review of Social History*, Vol. III, Part 3 (1958), pp. 461-464 ; Clive Behagg, *op.cit.*, pp. 185-202.
66. Dorothy Thompson, *op.cit.*, pp. 68-69 (邦訳、102-103 頁).
67. *Manifesto of the General Convention of the Industrious Classes* in Dorothy Thompson (ed.), *Chartism* 9
68. Alfred Plummer, *Bronterre : A Political Biography of Bronterre O'Brien 1804-1864* (London 1971), p. 114.
69. A. R. Schoyen, *op.cit.*, pp. 71-72 ; R. C. Gammage, *op.cit.*, p. 115.
70. Alfred Plummer, *op.cit.*, pp. 115-116 ; R. C. Gammage, *op.cit.*, pp. 113, 118 ; M. S. Chase, 'Chartism, 1838-1858: Responses in two Teesside Towns', *Northern History*, X X IV (1988), p. 150. 71. *Ibid.*, pp. 114-115 ; Kevin Moore, "'This Whig and Tory Ridden Town': Popular Politics in Liverpool in the Chartist Era" in John Belchem (ed.), *op.cit.*, 39.
72. *Ibid.*, pp. 116-117.
73. *Ibid.*, p. 11 ; John L. Baxter, 'Early Chartism and Labour Class Struggle : South Yorkshire 1837-1840' in Sidney Pollard & Colin Holmes (eds.), *Essays in the Economic and Social History of South Yorkshire* (Sheffield, 1976), p. 141.
74. *Ibid.*, pp. 116-117 ; John Cannon, *op.cit.*, p. 7.
75. David Williams, *op.cit.*, pp. 165-166 ; David J. V. Jones, *op.cit.*, pp. 85-86.
76. Alexander Wilson, *op.cit.*, p. 7 ; R. C. Gammage, *op.cit.*, p. 118.
77. *Grand National Holiday and Congress of the Productive Classes* in *International Review for Social History*, 1 (1936) ; Iorwerth Prothero, 'William Benbow', *Past and Present*, No. 63 (1974) ; James Epstein, *op.cit.*, p. 165.
78. Robert Lowery, *Passages in the Life of a Temperance Lecturer, Connected with the Public Movements of the Working Classes for the last Twenty Years* in Brian Harrison and Patricia Hollis (eds.), *op.cit.*
79. James Epstein, *op.cit.*, p. 167.

チャーティスト運動 1838～1841年

80. Mark Hovell, *op.cit.*, p. 156 ; Dorothy Thompson, *op. cit.*, p.69 ; R. C. Gammage, *op.cit.*, pp. 132-136 ; William Lovett, *op.cit.*, p.180.
81. R. C. Gammage, *op.cit.*, pp. 144-148 ; Mark Hovell, *op. cit.*, pp. 165-168 ; Alfred Plummer, *op.cit.*, pp. 131-134 ; James Epstein, *op. cit.*, pp. 173-185 ; Kenneth Judge, 'Early Chartist Organization...', *International Review of Social History*, Vol. X X, Part 3 (1975), p. 393.
82. James Epstein, *op.cit.*, p. 186.
83. Alfred Plummer, *op.cit.*, p. 142.
84. Dorothy Thompson, *op.cit.*, pp. 74-76 (邦訳、111-113 頁).
85. Mark Hovell, *op.cit.*, p. 174 ; James Epstein, *op.cit.*, pp. 197, 194 ; Dorothy Thompson, *op. cit.*, p. 79 (邦訳、118 頁).
86. Robert Lowery, *op.cit.*, in Brian Harrison and Patricia Hollis (eds.), *op.cit.*, p. 155 ; *Southern Star*, 26 Jan. 1840, p. 1 quoted in James Epstein, *op.cit.*, p. 194.
87. David Williams, *op.cit.*, pp. 195-239 ; Ivor Wilks, *op.cit.*, pp. 145-207 ; David J. V. Jones, *op. cit.*, pp. 98-168.
88. John L. Baxter, 'Early chartism...', Sidney Pollard & Colin Holmes (eds.), *op.cit.*, pp. 148-150 ; A. J. Peacock, *op.cit.*, pp. 29-53 ; Stephen Roberts, *Radical Politicians and Poets in Early Victorian Britain : The Voices of Six Chartist Leaders* (Queenston, 1993), pp. 59-64.
89. David J. V. Jones, *op.cit.*, pp. 169-198.
90. Christopher Godfrey, *Chartist Lives : The Anatomy of a Working-Class Movement* (New York, 1987), pp. 151-156.
91. Edward Royle, *op.cit.*, p. 28.
92. James Epstein, *op.cit.*, pp. 142-144 ; Thomas Milton Kemnitz, 'The Chartist Convention of 1839', *Albion*, 10 (1978), pp. 161-164. 古賀秀男、前掲書、11-12頁。
93. Christopher Godfrey and James Epstein, 'H. O. 20/10 : Interviews of Chartist Prisoners 1840-41', *Bulletin of the Society for the Study of Labour History*, XXXIV (1977) ; Christopher Gofrey, *op.cit.*, pp. 69-71. 前掲書、29頁。
94. *Ibid.*, pp. 66-68 ; Idem, 'The Chartist Prisoners 1839-41', *International review of Social History*, Vol. X X IV, Part 2 (1979), pp. 231-232. 前掲書、30-31頁。
95. *Ibid.*, pp. 234-235 ; Idem, *op.cit.*, pp. 74-75.
96. Paul A. Pickering, *Chartism and the Chartists in Manchester and Salford* (New York, 1995), pp. 35, 40-41.
97. Dorothy Thompson, *op.cit.*, pp. 144-145 (邦訳、216-217頁).
98. Paul A. Pickering, *op.cit.*, pp. 34, 55.
99. James Epstein, 'Some Organisational and Cultural Aspects of the Chartist Movement in Nottingham', in James Epstein and Dorothy Thompson (eds.), *op.cit.*, p. 227.
100. Dorothy Thompson, *op.cit.*, p. 62 (邦訳、92頁).
101. Paul A. Pickering, *op. cit.*, p. 55 ; James Epstein, 'Some Organisational and ...', James Epstein and Dorothy Thompson (eds.), *op.cit.* p. 246 ; Alex Wilson, 'Chartism' in J. T. Ward (ed.), *Popular Movement C.1830-1850* (London, 1970), p. 117.
102. Paul A. Pickering, *op.cit.* pp. 42, 131-133 ; James Epstein, 'Some Organisational ...' in James Epstein and Dorothy Thompson (eds.), *op.cit.*, pp. 234-236 ; Dorothy Thompson, *op. cit.*, pp. 114-115 (邦訳、171-172 頁).
103. David Jones, *op.cit.*, p. 41 ; William Lovett, *op.cit.* ; Thomas Cooper, *The Life of Thomas Cooper* (London, 1879).
104. Dorothy Thompson, *op.cit.*, pp. 116-117 (邦訳、174-175 頁) ; James Epstein, 'Some Organisational ...' in James Epstein and Dorothy Thompson (eds.), *op.cit.*, pp. 233-234.

105. Paul A. Pickering, *op.cit.*, pp. 47-48, 106, 124.
106. Paul A. Pickering, 'Chartism and the "Trade of Agitation" in Early Victorian Britain', *History*, LXXVI (1991).
107. Jutta Schwarzkopf, *Women in the Chartist Movement* (London, 1991), pp. 124-126, 174-180, 199-203 ; David Jones, 'Women and Chartism', *History*, LXVIII (1983), pp. 14-19.
108. Jutta Schwarzkopf, *op.cit.*, p. 199 ; Alexander Wilson, *op.cit.*, p. 273.
109. William Lovett, *op.cit.*, p. 141. なお、チャーティストによる女性の選挙権の主張については次のものを参照のこと。R. J. Richardson, *The Rights of Woman : Exhibiting her Natural, Civil, and Political Claims to a Share in the Legislative and Executive Power of the State* in Dorothy Thompson (ed.), *Chartism, 1 Chartist and Anti-Chartist Pamphlets*.
110. Dorothy Thompson, *op.cit.*, p. 126 ; Anna Clark, *The Struggle for the Breeches : Gender and the Making of the British Working Class* (Berkeley and Los Angeles, 1995), p. 230 ; Jutta Schwarzkopf, *op.cit.*, pp. 89-90.
111. Anna Clark, *op.cit.*, p. 221 ; Jutta Schwarzkopf, *op.cit.*, p. 219.
112. Anna Clark, 'The Rhetoric of Chartist Domesticity : Gender, Language, and Class in the 1830s and 1840s', *Journal of British Studies*, Vol. 31, No. 1 (1992), pp. 75, 77 ; Idem, *op.cit.*, p. 229.
113. Catherine Hall, *White, Male and Middle Class : Explorations in Feminism and History* (Oxford 1992), pp. 124-150.
114. Robert F. Wearmouth, *Some Working-Class Movements of the Nineteenth Century* (London, 1948), pp. 126-134.
115. Gareth Stedman Jones, 'Introduction' and 'Rethinking Chartism' in Idem, *Languages of Class : Studies in English Working Class History 1832-1982* (Cambridge, 1983). 'Rethinking Chartism'は、James Epstein and Dorothy Thompson (ed.), *op.cit.* に収録された'The Language of Chartism'とほとんど変わらない論考である。
116. John Foster, 'The Declining of Language', *New Left Review*, No. 150 (1985) ; R. Gray, 'The Deconstructing of the English Working Class', *Social History*, X I (1986) ; David Mayfield and Susan Thorne, 'Social History and its Descontents : Gareth Stedman Jones and the Politics of Language', *ibid.*, Vol. 17, No. 2 (1992) ; Idem, 'Reply to "The Poverty of Protest" and "The Imaginary Discontents"', *ibid.*, Vol. 18, No. 2 (1993) ; Neville Kirk, 'History, Language, Ideas and Post Modernism : A Materialist View', *ibid.*, Vol. 19, No. 2 (1994) ; Idem, 'The continued Relevance and Engagement of Class', *Labour History Review*, Vol. 60, No. 3 (1995) ; Idem, 'Class and "Linguistic Turn" in Chartist and Postchartist Historiography' in Idem (ed.), *Social Class and Marxism : Defences and Challenges* (Hants, 1996), pp. 87-100. なお、ジョーンズは以上の批判に次の論文で応えている。'The Determinist Fix : Some Obstacles to the Further Development of the Linguistic Approach to History in the 1990s', *History Workshop Journal*, Issue 42 (1996). 松村高夫「社会史の言語論的アプローチをめぐって——ステッドマン・ジョーンズ『チャーティズム再考』を再考する——」、『三田学会雑誌』、86巻3号(1993年10月)。
117. David Goodway, *op.cit.* ; Clive Behagg, *op.cit.*
118. Neville Kirk, 'In Defence of Class : A Critique of Recent Revisionist Writing upon the Nineteenth-Century English Working Class', *International Review of Social History*, VI. XXXII, Part 1 (1987) ; Idem, 'Class and "Linguistic Turn" ...' in Idem, *op.cit.*, pp. 100-116.
119. Neville Kirk, 'In Defence of Class ...', *op.cit.*, p. 18.
120. Dorothy Thompson, 'Essay in Review of Gareth Stedman Jones, Languages of Class : Studies in English Working Class History 1832-1892', *Bulletin of the Society for the Study of Labour History*, Vol. 152, No. 1 (1987).
121. Dorothy Thompson, 'Chartism and the Historians', in Idem, *Outsiders : Class, Gender and Nation* (London, 1993), p. 39.

チャーティスト運動 1838～1841年

122. Dorothy Thompson, 'Chartism, Success or Failure ?' in David Rubinstein (ed.), *People for the People : Radical Ideas & Personalities in British History* (London, 1973), p. 95 ; Dorothy Thompson, *op.cit.*, p. 39 ; Idem, *The Chartists*.....p. 47 (邦訳、69頁).
123. Paul A. Pickering, 'Class Without Words : Symbolic Communication in the Chartist Movement', *Past and Present*, No. 112 (1986).
124. James Epstein, 'Rethinking the Categories of Working-Class History', *Labour /Le Travail*, No. 18 (1986).
125. James A. Epstein, 'The Working Class and the People's Charter ', *International Labor and Working Class History*, No. 28 (1985), pp. 75, 77
126. John C. Belchem, 'Radical Language and Ideology in Early Nineteenth-Century England : The Challenge of the Platform ', *Albion*, Vol. 20, No. 2 (1988).

